

和遊協 第 343号
2025年 9月 12日

各組合員 様

和歌山県遊技業協同組合
理事長 金 貴 如

「製造業者遊技機流通健全化要綱・遊技機製造業者の業務委託に関する
規程」の改正について(通知)

このことについては、全日本遊技事業協同組合連合会を通じ、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）から、「製造業者遊技機流通健全化要綱・遊技機製造業者の業務委託に関する規程」の改正を行ったと連絡を受けましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 施行日
2025年10月1日
- 2 主な改正点
中古遊技機を追記したことによる加筆・修正
- 3 経過措置
別記様式については、2026年7月31日まで現行の様式を使用することができます。
- 4 添付文書
 - ① 「製造業者遊技機流通健全化要綱・遊技機製造業者の業務委託に関する規程」の改正について(日工組・日電協)
 - ② 【要綱】製造業者遊技機流通健全化要綱
 - ③ 【規程】遊技機製造業者の業務委託に関する規程
 - ④ 【規程】別記様式1～13（※別記様式2は2023年12月に削除）
 - ⑤ 【要綱】新旧対照表（健全化要綱・保証書）
 - ⑥ 【規程】新旧対照表（委託規程・別記様式）

この担当 和歌山県遊技業協同組合
事務局 中島専務理事 丸山事務局長
電話番号 073-423-0294
E-mail: shibu@wayukyo.jp

日工組発第41号
日電協発第87号
令和7年9月11日

全日本遊技事業協同組合連合会
理事長 阿部 恭久 様
一般社団法人日本遊技関連事業協会
会長 西村 拓郎 様
一般社団法人 MIRAI ぱちんこ産業連盟
代表理事 金光 淳用 様
一般社団法人余暇環境整備推進協議会
代表理事 井上 美昭 様
全国遊技機商業協同組合連合会
会長 中村 昌勇 様
回胴式遊技機商業協同組合
理事長 大饗 裕記 様
遊技機運送協同組合
理事長 谷 直人 様

日本遊技機工業組合
理事長 榎本 善紀
日本電動式遊技機工業協同組合
理事長 小林 友也

代表者印省略

「製造業者遊技機流通健全化要綱・遊技機製造業者の業務委託に関する規程」の改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、遊技機の流通制度の運用にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、みだしのおり改正を行いましたので、ご連絡いたします。
つきましては、貴団体傘下の皆様に本件に関するご周知をよろしくお願い申し上げます。

記

- 改定概要：中古遊技機を追記したことによる加筆及び修正
 - 改正日：令和7年9月4日
 - 施行日：令和7年10月1日
 - 別添資料：以下参照
 - ・〔250904 改正・1001 施行〕 01_【要綱】 1 製造業者遊技機流通健全化要綱
 - ・〔250904 改正・1001 施行〕 02_【規程】 1_遊技機製造業者の業務委託に関する規程
 - ・〔250904 改正・1001 施行〕 02_【規程】 2 別記様式 1～13 (※)
 - ・別紙：〔250904 改正・1001 施行〕【要綱】 1 新旧対照表 (健全化要綱・保証書)
 - ・別紙：〔250904 改正・1001 施行〕【規程】 1・2 新旧対照表 (委託規程・別記様式)
- ※ 経過措置期間あり (業務委託規程(附則) 参照)

以上

製造業者遊技機流通健全化要綱

日本遊技機工業組合
(日工組要綱 第1号)
日本電動式遊技機工業協同組合
(日電協規約 第37号)

(目的)

第1条 この要綱は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）の組合員が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に基づく検定を受けた型式の遊技機を流通、設置等するに当たり、検定を受けた型式を担保し、不正改造等を防止するため、製造業者として遵守すべき事項を定め、遊技機流通等の一層の健全化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「製造業者」とは、日工組又は日電協に加盟する遊技機製造業者をいう。
- (2) 「加盟組合」とは、製造業者が加盟するそれぞれの組合をいう。
- (3) 「営業所」とは、風営法の許可を受けた、ぱちんこ営業所をいう。
- (4) 「遊技機」とは、風営法に基づく検定を受けた遊技機をいう。そのうち、営業所に設置されたことのない遊技機を「新台」といい、営業所に設置されたことのある遊技機を「中古遊技機」という。
- (5) 「販売」とは、営業所に販売する行為全般（貸付を含む。以下同じ。）をいう。
- (6) 「設置確認」とは、営業所に設置した遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。
- (7) 「点検確認」とは、営業所に設置されている遊技機が部品交換された場合、当該遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。

(製造業者の責務)

第3条 製造業者は、工場から出荷する遊技機の流通、設置、部品交換等において、製造業者として流通の安全を確保するとともに、当該遊技機の型式を担保し、営業所に供するために係る責任を負うものとする。

(法令等の遵守)

第4条 製造業者は、風営法、関係法令、加盟組合の内部規約（以下「内規」という。）等を厳格に遵守しなければならない。

(保証書)

- 第5条** 製造業者は、新台販売の際、設置確認をする前提で、営業所に設置する新台の型式を疎明する書類として、様式第1号の保証書を発行するものとする。
- 2 製造業者は、営業所に設置されている遊技機の部品交換をする場合は、点検確認をする前提で、変更後の当該遊技機が当該型式に属するものであることを疎明する書類として、様式第2号の保証書を発行するものとする。
- 3 製造業者は、中古遊技機を営業所に設置する場合、加盟組合の内規に従い当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認した後、設置確認をする前提で、営業所に設置する遊技機の型式を疎明する書類として、様式第2号の保証書を発行するものとする。
- 4 第1項、第2項及び第3項に規定する保証書の有効期限は、作成した日から50日とする。

(販売業務)

- 第6条** 製造業者は、遊技機を営業所に販売するに当たり、風営法、関係法令、加盟組合の内規等を遵守する旨が記載された契約を結ばなければならない。

(運送業務)

- 第7条** 製造業者は、販売した遊技機については、契約に基づき営業所に運送し責任を持って引き渡さなければならない。
- 2 製造業者は、自社の工場から出荷する遊技機の営業所への納品に当たっては、梱包を厳重にするとともに、開封の痕跡が残る措置を施し、運送中の開封防止に配慮するなど、運送中のセキュリティー対策に努め、開梱されていないことを確認の上、営業所責任者へ引き渡すものとする。
- 3 製造業者は、自社の工場から遊技機を営業所まで運送する際は、別に定める遊技機運送管理票に必要事項を記入作成し、保管するものとする。
- 4 製造業者は、遊技機の運送については、本条に定める規定のほか、加盟組合の内規により運用を行うものとする。

(設置及び設置確認業務)

- 第8条** 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る遊技機の設置について、当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認しなければならない。
- 2 製造業者は、設置確認を行うに当たっては、新台、中古遊技機それぞれ別に定める遊技機設置確認書に必要事項を記入作成し、保管するものとする。
- 3 製造業者は、中古遊技機の移動に伴う設置確認を行うに当たっては、遊技機設置確認書に加えて加盟組合の内規に従うものとする。
- 4 製造業者は、設置において、自社以外の者が作業を行うときは、当該業務の重要性について理解させ、作業従事者に以下の内容について誓約させる等、厳格に管理しな

ければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないこと。
- (2) 過去5年間に遊技機の不正改造に関与したことがないこと。
- (3) 関係法令を遵守し製造業者から受けた説明どおり作業に従事すること。

(部品交換及び点検確認業務)

第9条 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る遊技機の部品の交換に際しては、当該遊技機の構造、材質又は性能に影響を及ぼす改造その他変更が無いことの点検確認を行うものとする。

- 2 製造業者は、部品の交換に伴う点検確認を行うに当たっては、別に定める部品交換確認書に必要事項を記入作成し、保管するものとする。
- 3 遊技くぎを故意に曲げた形跡があるなど不正改造の疑いがあり、遊技機の型式の同一性を保証できないおそれがあるときは、部品交換については認めないものとする。

(関係団体との連携)

第10条 日工組及び日電協は、この要綱の目的を遂行するため、次の各号に掲げる団体（以下「関係団体」という。）に協力を求めるとともに、情報を共有し、必要な事項を関係団体と協議するものとする。

- (1) 一般社団法人日本遊技関連事業協会
- (2) 全日本遊技事業協同組合連合会
- (3) 全国遊技機商業協同組合連合会
- (4) 回胴式遊技機商業協同組合
- (5) 遊技機運送協同組合

(機歴の管理)

第11条 製造業者は、遊技機の出荷から廃棄までの遊技機及び主基板交換の流通履歴（以下「機歴」という。）に関する情報を管理するものとする。

- 2 機歴情報の管理は、加盟組合の内規に従い実施するものとする。
- 3 機歴情報の管理を行うに当たっては、関係団体に協力を求め、必要な事項について協議するものとする。

(遊技機のリサイクル)

第12条 製造業者は、使用済み遊技機の処理については、加盟組合の内規に従い実施するものとする。

(不正遊技機情報等の報告義務)

第13条 製造業者は、遊技機の不正改造、不正行為等に関する情報を入手したときは、速やかに加盟組合に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた日工組及び日電協は、必要に応じて関係団体に報告するものとする。

3 日工組及び日電協は、不正遊技機情報の収集と関係団体との情報共有に努めるとともに、必要な事項については関係団体に協力を求め、協議するものとする。

(違反の場合の措置)

第 1 4 条 製造業者がこの要綱に違反した場合の措置は、その加盟組合の内規により行われるものとする。

(業務委託)

第 1 5 条 製造業者は、第 6 条乃至第 9 条に規定する業務を委託する場合は、別に定めるところにより行うこととする。

(改正)

第 1 6 条 この要綱を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。

(補則)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。

附 則

平成 28 年 2 月 1 日 制 定

1 (施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 (経過措置)

遊技くぎに関する第 9 条の規定については、平成 28 年 4 月 1 日以降に新台として設置される新たな型式の遊技機から適用する。

附 則

1 (施行期日)

この要綱は、令和 2 年 7 月 8 日から施行する。(第 10 条関係団体名変更)

附 則

1 (施行期日)

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。(様式の変更・追加：様式第 1 号、様式第 2 号変更、様式第 1 号別紙、様式第 2 号別紙追加)

附 則

1 (施行期日)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。(第1条、第2条第4号、第5条1項、第6条、第7条第1項乃至第3項、第8条1項、第2項の変更、第5条第3項、第4項、第8条3項を追加、旧第8条第3項を1項繰り下げ。様式の変更：様式第2号)

遊技機製造業者の業務委託に関する規程

日本遊技機工業組合
(日工組要綱 第4号)
日本電動式遊技機工業協同組合
(日電協規約 第38号)

(目的)

第1条 この規程は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）で取り決めた製造業者遊技機流通健全化要綱（以下「要綱」という。）第15条に基づき、製造業者が製造する遊技機の販売において、その流通過程の業務委託に関し必要な事項を定め、もって遊技機流通の健全化及び適正化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、要綱で定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「業務委託」とは、第3条各号に定める業務を委託することをいう。
- (2) 「受託業者」とは、第3条各号の業務について、製造業者から委託を受けた者をいう。
- (3) 「指定販売業者」とは、第4条第2号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。
- (4) 「指定運送業者」とは、第4条第3号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。
- (5) 「設置確認・点検確認業者」（以下「確認業者」という。）とは、第4条第4号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。
- (6) 「特例営業者」とは、風営法第10条の2第1項の規定により認定された特例風俗営業者で、第4条第4号の規定により、業務委託先として指定されたものをいう。
- (7) 「指定営業所」とは、第4条第5号の規定により、業務委託先として指定された営業所をいう。
- (8) 「部品」とは、日工組又は日電協が別に指定した部品をいう。そのうち、「特定部品」とは日工組又は日電協が別表に定める、遊技機の出玉性能に影響するおそれのある部品をいう。
- (9) 「取扱主任者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機取扱主任者に関する規程（平成16年規程第1号）第2条第1項に規定する遊技機取扱主任者をいう。

- (10) 「取扱管理者」とは、特例営業者の営業所の管理者であって、かつ、取扱主任者であるものをいう。
- (11) 「遊技機管理員」とは、指定営業所に所属する取扱主任者をいう。
- (12) 「登録販売業者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機販売業者登録に関する規程（平成6年規程第1号）により登録された販売会社をいう。

（業務委託）

第3条 製造業者は、次の各号の業務を委託する場合は、適切に選定した業者に行わせなければならない。

- (1) 遊技機の販売に係る業務
- (2) 自社の工場から出荷する遊技機の運送に係る業務
- (3) 遊技機の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務

（選定基準）

第4条 受託業者は、次の各号の基準に該当するものに限るものとする。

- (1) 法人又はその役員において、過去5年間法令違反（風営法による指示処分を除く）がなく、かつ、第2号及び第3号に掲げる団体の内規による業務又は資格の停止処分期間中でない者
- (2) 前条第1号においては、第1号を満たし、全国遊技機商業協同組合連合会傘下の各地区遊技機商業協同組合又は回胴式遊技機商業協同組合に加盟している登録販売業者である者
- (3) 前条第2号においては、第1号を満たし、遊技機運送協同組合に加盟している者
- (4) 前条第3号においては、第1号を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 第2号に該当する者
 - イ 遊技機の取扱いに従事する従業者の30パーセント以上の数の取扱主任者を置いている者
 - ウ 特例営業業者
- (5) 第12条第1項ただし書の規定に基づき、営業所に前条第3号の部品交換後の点検確認業務を委託する場合においては、第1号（「法人又はその役員」は「営業所又はその管理者」を含むものとする。）を満たし、遊技機管理員を保有する営業所

（業務委託契約）

第5条 製造業者は、業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者に委託する業務内容、委託範囲等を明確にし、具体的な契約を締結しなければならない。

2 製造業者は、前項の業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者にこの規程の内容について理解させ、次の各号を満たした事項を記載させなければならない。

- (1) 関係法令、要綱及びこの規程の遵守
- (2) 遊技機の不正改造に関与しないことの誓約

(3) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないことの誓約

(4) その他健全化に反する業務を行わないことの誓約

(再委託)

第6条 受託業者は、あらかじめ製造業者の承認を得たときに限り、受託した業務の全部又は一部を別の業者に再委託することができる。

2 前項の承認を求めるときは、受託業者は、再委託する業者が第4条及び第5条の要件を充足するものであることを説明しなければならない。

3 製造業者は、再委託の承認については前項の説明を十分審査するとともに、再委託を受けた業者についても受託業者に準じた管理をするよう努めなければならない。

4 再々委託については、特段の事情がない限り認めないものとする。

(遊技機の管理)

第7条 製造業者は、受託業者に対して委託に係る業務の適正な実施を図るため、契約の内容、業務の履行状況等について管理するなど、製造業者として必要な措置を講ずるものとする。

2 製造業者は、日工組及び日電協が指定する、営業所の経営法人が管理する倉庫を経由して自社の工場から出荷する遊技機を営業所へ納品及び設置するときは、遊技機の納品・設置及び設置確認を、当該営業所の経営法人に委託できるものとする。

(指導・教育)

第8条 製造業者は、受託業者に対し、関係法令等の遵守、遊技機取扱いに関する知識その他この規程に定める事項について指導・教育を行わなければならない。

(販売業務)

第9条 製造業者は、遊技機の販売業務を委託する場合、指定販売業者に委託しなければならない。

(運送業務)

第10条 製造業者は、自社の工場から出荷する遊技機の運送業務を委託する場合、指定運送業者に委託しなければならない。

2 製造業者は、自社の工場から出荷する遊技機の指定運送業者への引渡しに当たっては、当該指定運送業者の社員であることを確認するものとする。

3 製造業者は、繁忙期等で指定運送業者がやむを得ず備車を行うときは、事前に備車先に第5条第2項を満たすことを誓約させ、製造業者に承認を求めさせるものとする。

4 製造業者は、日工組及び日電協が別に定める取決め事項に従い、指定運送業者に、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第8条第1項の規定に

より記録する事項（運転日報）により運行履歴を保存させるとともに、運送上の問題や遊技機の不正改造の疑い等の問題が生じた場合は、運行履歴を報告させるものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、製造業者は、指定運送業者への委託が困難な場合に限り、宅配便業者を使用することができるものとする。その場合、日工組及び日電協が別に定める取決め事項に従い実施しなければならない。

（設置確認業務）

- 第11条** 製造業者は、遊技機の設置確認業務を委託する場合、指定販売業者、確認業者又は特例営業者に委託しなければならない。
- 2 設置確認業務は、指定販売業者若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。

（部品交換及び点検確認業務）

- 第12条** 製造業者は、部品交換後の点検確認業務を委託する場合、指定販売業者、確認業者又は特例営業者に委託しなければならない。ただし、特定部品のうち日工組又は日電協が別に定めた部品及び特定部品以外の部品に関する点検確認業務については、指定営業所に委託することができる。
- 2 第1項ただし書に定めるときを除き、部品交換後の点検確認業務は、指定販売業者若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。
 - 3 第1項ただし書の業務については、遊技機管理員に限るものとし、交換する部品は、その対象となる遊技機の型式の同一性を保証するため、日工組又は日電協が別に指定した部品のみを使用するものとする。

（取扱管理者及び遊技機管理員）

- 第13条** 遊技機の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務について、取扱管理者は、自ら管理する営業所における場合に限り、行うことができる。
- 2 前条第1項ただし書に定める部品の点検確認業務について、遊技機管理員は、その所属する営業所における場合に限り、行うことができる。

（書類の作成及び保管）

- 第14条** 要綱第7条第3項、第8条第2項及び第9条第2項に基づき製造業者が作成する書類の様式は、遊技機運送管理票については別記様式1、遊技機設置確認書については別記様式3、別記様式4、別記様式9及び別記様式10並びに部品交換確認書については別記様式5及び別記様式6のとおりとする。
- 2 製造業者は、受託業者に対して、前項で定める遊技機運送管理票、遊技機設置確認書若しくは部品交換確認書又は別記様式7及び別記様式8で定める部品交換確認書（指定営業所用）に必要な事項を記入作成させ、原本を提出させると共に、その写しを

保管させなければならない。なお、遊技機設置確認書又は部品交換確認書については、営業所にもその写しを提出させなければならない。

- 3 前項に規定する書類の提出及び保管は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができるものとする。

(指定業者一覧表の提出)

第15条 製造業者は、業務委託を行うときは、指定販売業者一覧（別記様式11）、指定運送業者一覧（別記様式12）又は設置確認・点検確認業者一覧（別記様式13）に従い、その委託先として指定した全ての業者名を記載した指定業者一覧表を作成し、加盟組合に提出しなければならない。

(準用)

第16条 要綱第6条、第7条第2項、第8条第1項、第3項及び第4項並びに第9条第1項及び第3項は、委託した業務に準用する。この場合において、「製造業者」とあるのは「受託業者」と読み替えるものとする。

(情報の共有)

第17条 日工組及び日電協は、業務委託に関し、必要な情報を交換するなど、相互に協力することとする。

(報告)

第18条 製造業者は、受託業者が不適切な業務を行った又は行った疑いがあると認知したときは、事実関係を速やかに確認し、加盟組合に報告しなければならない。

(組合の措置)

第19条 前条の報告を受けたときは、日工組及び日電協が協議の上対応するものとし、必要に応じて関係団体に報告し、当該受託業者が加盟する団体に対し事案の解明について協力を求めるものとする。

(処分)

第20条 日工組及び日電協は、前条の事案の解明がなされたと思料する場合は、必要な措置をとるものとする。

- 2 製造業者において、受託業者の管理に過失があると認められたときは、日工組及び日電協の内規に従い処分を行うものとする。

(改正)

第21条 この規程を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。

(補則)

第 2 2 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するため必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。

附 則

平成 28 年 2 月 1 日 制 定

1 (施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 (経過措置)

遊技機管理員については、この規程の施行の日から、遊技機管理員を保有する営業所の数が、日工組及び日電協が十分であると認めるまでの当分の間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、平成 30 年 6 月 8 日から施行する。(経過措置規定)

2 (経過措置)

遊技機管理員については、この規程の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。(第 12 条及び第 13 条の変更、特定部品に関する細則追加)

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 2 年 7 月 8 日から施行する。(第 4 条及び別記様式 10 の変更)

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。(別記様式の変更：別記様式 1、別記様式 2、別記様式 3、別記様式 4、別記様式 5、別記様式 6、別記様式 7、別記様式 8)

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。(別表の変更及び別記様式の変更：別記様式 3、別記様式 5、別記様式 6、別記様式 7、別記様式 8)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和 5 年 12 月 31 日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。(第14条の変更及び別記様式の変更：別記様式1、別記様式2、別記様式3、別記様式4、別記様式5、別記様式6、別記様式7、別記様式8)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和6年9月30日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第10条第4項及び第5項の追加、第14条第1項の変更。別記様式の変更：別記様式1、別記様式3、別記様式4、別記様式5、別記様式6、別記様式7、別記様式8。別記様式の削除：別記様式2)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和6年9月30日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。(第2条第3号、第3条第1号乃至第3号、第7条第2項、第9条、第10条第1項、第2項、第11条第1項、第2項、第12条第1項、第2項、第13条第1項、第14条第1項、第15条、第16条、第9条見出しの変更。別記様式の追加：別記様式9、別記様式10。別記様式の様式番号変更：別記様式11、別記様式12、別記様式13。別記様式の変更：別記様式3、別記様式4、別記様式11)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和8年7月31日までの間、なおこれを使用することができる。

ぱちんこ遊技機 特定部品一覧表

No	特定部品
1	主制御基板
2	払出制御基板
3	電源基板
4	発射制御基板
5	発射ユニット
6	ハンドルユニット
7	払出ユニット
8	遊技くぎ
9	風車
10	役物その他遊技球と接触する可能性のある遊技盤上の構造物（センターケース、アタッカー、電チュー 等）

（スマートパチンコ）

No	特定部品
1	主制御基板
2	枠制御基板
3	遊技球数表示基板、計数ユニット
4	電源基板
5	発射制御基板
6	発射ユニット
7	ハンドルユニット
8	遊技くぎ
9	風車
10	役物その他遊技球と接触する可能性のある遊技盤上の構造物（センターケース、アタッカー、電チュー 等）

備考

1. 特定部品と特定部品以外の部品が混在する部品は特定部品として扱う。
2. 特定部品を構成する一部の部品について、変更承認申請の手続きの部品である場合は、特定部品として扱う。それ以外は、この規程に関わらず従前のおりとする。
3. スマートパチンコとは、ぱちんこ遊技機のうち、遊技者が発射させることができる遊技球の総数を電磁的方法により記録し、表示することが可能な遊技機をいう。

回胴式遊技機 特定部品一覧表

No	特定部品
1	主基板
2	サブ制御基板
3	メダルセレクター
4	電源ユニット
5	ホッパー
6	ホッパー中継基板
7	設定キーユニット
8	スタートレバー
9	ストップボタンユニット
10	リールユニット

（スマートパチスロ）

No	特定部品
1	主基板
2	サブ制御基板
3	メダル数制御基板
4	メダル数表示基板、計数ユニット
5	電源ユニット
6	設定キーユニット
7	スタートレバー
8	ストップボタンユニット
9	リールユニット

備考

1. 特定部品と特定部品以外の部品が混在する部品は特定部品として扱う。
2. 特定部品を構成する一部の部品について、変更承認申請の手続きの部品である場合は、特定部品として扱う。それ以外は、この規程に関わらず従前のおりとする。
3. スマートパチスロとは、回胴式遊技機のうち、遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的方式により記録し、表示することが可能な遊技機をいう。

管理番号 _____ 号

発行日 _____

製造業者名 _____

遊技機運送管理票

型 式 名			
納品台数	本体 _____ 台	遊技盤・回胴部 _____ 台	枠・筐体部 _____ 台
製造番号	No. _____ ~No. _____	No. _____ ~No. _____	No. _____ ~No. _____
※1 ※2	No. _____ ~No. _____	No. _____ ~No. _____	No. _____ ~No. _____
納品店舗	店舗名：		
	住 所：		
指定運送業者		出荷日	年 _____ 月 _____ 日

納品運送業者記入欄	
運送業者名	ドライバー名

※受領日時欄の年は西暦表示、時間は24時間表示で記入してください。受領者欄はフルネームで記名又はサインしてください。

営業所（ホール）記入欄	
上記遊技機の荷姿に異状なく、適切に納品されたこと及び備考欄に記載された内容物を確認し、確かに受領しました。	
受領日 時：	年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
受領者：	
備考：	

【製造業者使用欄】

※1 本体又は遊技盤での出荷時は遊技盤製造番号を記載し、枠の出荷時は枠製造番号を記載する。

(ぱちんこ、アレンジボール、じゃん球遊技機)

※2 本体又は回胴部での出荷時は日電協証紙番号又は回胴部製造番号を記載し、筐体部の出荷時は筐体部製造番号を記載する。

(回胴式遊技機)

※3 製造業者は納品店舗ごと及び機種ごと、出荷時に本管理票を発行する。

※4 遊技機の納品後は本管理票原本を製造業者が管理・保管し、複写1部を運送業者保管とする。

※5 ※4は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。

※6 本管理票の保管年数は3年とする。

遊技機設置確認書（新台用）

殿（遊技機製造業者宛）

製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地

所在地：

名称：

この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。

1. 遊技機の型式名及び設置営業所（ホール）

遊技機	製造業者名		製造業者記載欄	
	型式名		区分/台数	1. 本体（ 台） 2. 盤面（ 台）
（営業所）	名称			
	所在地			

2. 作業従事者

作業従事者	私は、設置確認者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、設置確認者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。				
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日 年 月 日
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日 年 月 日
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日 年 月 日
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日 年 月 日

3. 遊技機設置後の点検確認項目

■遊技機の点検確認項目		
1	保証書と遊技盤番号、遊技盤の枠番号及び主基板番号の確認	5 遊技くぎ及び風車の確認
2	主基板の確認	6 発射装置の確認
3	払出基板又は枠制御基板の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認
4	その他の基板及び配線等の確認	8 図柄表示装置の確認

4. 設置確認日時及び設置確認者

私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。

設置確認日時	年 月 日 時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入
設置確認者	フルネームで記名又はサイン	遊技機取扱主任者証番号（第 号） ※当該遊技機製造業者は記入不要

5. 設置営業所（ホール）の確認

私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。

(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。	
氏名 ()	役職 ()

- ※1. 「1. 遊技機の型式名及び設置営業所（ホール）」、「4. 設置確認日時及び設置確認者」欄は製造業者又は設置確認実施会社が記入すること。
「2. 作業従事者」欄は作業従事者が記入すること。「5. 設置営業所（ホール）の確認」欄は営業所の役職者（責任者）が記入すること。
- ※2. 「2. 作業従事者」の「作業従事者」欄に書ききれない場合は、別紙に記載する。
- ※3. 製造業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。
設置確認実施会社が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。
特例営業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。
- ※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。
- ※5. 本確認書の保管年数は3年とする。

遊技機設置確認書（新台用）

殿（遊技機製造業者宛）

製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地

所在地：

名称：

この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。

1. 遊技機の型式名及び設置営業所（ホール）

遊技機	製造業者名		製造業者記載欄	
	型式名		台数	台
（営業所）	名称			
	所在地			

2. 遊技機の荷姿確認

梱包状態	A. 開封なし	・	B. 開封済み	※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印
------	---------	---	---------	--

3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約

説明者	フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号（第 号） ※当該遊技機製造業者は記入不要				
作業従事者	私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。				
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日

4. 遊技機設置後の点検確認項目

遊技機の点検確認項目	1	保証書と本体製造番号及び主基板番号の確認	3	遊技機の外観の確認
		※分離型の場合、筐体部・回胴部、主基板番号	4	遊技機内部の異常確認
	2	遊技機の動作確認		

5. 設置確認日時及び設置確認者

私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。

設置確認日時	年 月 日 時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入
フルネームで記名又はサイン 氏名（ ）	遊技機取扱主任者証番号（第 号） ※当該遊技機製造業者は記入不要	

6. 設置営業所（ホール）の確認

私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。

（確認者氏名・役職）※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。

氏名（ ）	役職（ ）
-------	-------

- ※1. 「1. 遊技機の型式名及び設置営業所（ホール）」～「5. 設置確認日時及び設置確認者」欄は、製造業者又は設置確認実施会社が記入すること。「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」の「作業従事者」欄は作業従事者が記入し、「6. 設置営業所（ホール）の確認」欄は営業所が記入すること。
- ※2. 設置作業開始前に、遊技機の梱包状態を確認し、「2. 遊技機の荷姿確認」の「梱包状態」欄に記入すること。
- ※3. 「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」欄の「説明者」は、製造業者の社員又は設置確認実施会社に所属する遊技機取扱主任者であること。「作業従事者」は、同欄に記載する事項を誓約した作業従事者であること。
- ※4. 「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」の「作業従事者」欄に書ききれない場合は、別紙に記載すること。
- ※5. 製造業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。設置確認実施会社が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。特例営業所が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。
- ※6. ※5は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。
- ※7. 本確認書の保管年数は3年とする。

部品交換確認書

殿（遊技機製造業者宛）

製造業者又は点検確認実施会社の名称及び所在地

所在地：

名称：

この度、当社は本件遊技機の部品交換後の点検確認を以下のとおり実施しました。

1. 営業所（ホール）の名称及び所在地

営業所	名称	
	所在地	

2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名

遊技機	製造業者名				製造業者記載欄	
	型式名				部品交換台数	台
No	遊技機の製造番号等			交換部品名		
	遊技盤番号	遊技盤の枠番号	主基板番号	（主基板の場合は、新主基板番号を記入すること）		
1						
2						
3						
4						
5						

3. 部品交換後の点検確認項目

製造番号等の点検

1	遊技盤番号の確認及び番号票の点検	15	裏バックに異物の装着がないか
2	遊技盤の枠番号の確認及び番号票の点検	16	遊技くき又は風車の形状に異常はないか
3	主基板番号の確認及び番号証の点検	17	上下皿に形状異常又は異物の装着がないか（※）

主基板等の点検

4	主基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか	18	発射装置の点検
5	主基板に形状異常又は異物の装着がないか	19	タッチセンサーの作動確認
6	払出基板又は枠制御基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか	20	発射個数の確認
7	払出基板又は枠制御基板に形状異常又は異物の装着がないか	21	遊技球の飛び位置
8	ロムの形状又は装着状況に異常はないか	22	遊技の基本動作の点検

形状及び異物の点検

9	周辺基板に形状異常又は異物の装着がないか	23	入賞による獲得遊技球数の数又は表示加算の確認
10	中継端子板に形状異常又は異物装着がないか	24	最大入賞数の確認
11	外部端子板に形状異常又は異物装着がないか（※）	25	役物の作動の確認
12	遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常又は異物の装着がないか	26	図柄表示装置の作動確認
13	コネクタに形状異常又は異物の装着がないか	27	その他
14	配線に形状異常又は異物の装着がないか	28	すべての接続箇所の点検
		29	スピーカーの作動確認
		30	各種ランプの点灯確認

※スマートパチンコの場合は、項目11、17の点検確認は不要です。

4. 点検確認日時及び点検確認者

点検確認日時	年 月 日 時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入
点検確認者	私は、部品交換に伴う点検確認を行った結果、型式と相違がないことを確認しました。 フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号（第 号） ※当該遊技機製造業者は記入不要	

5. 営業所（ホール）の確認

私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記部品交換に伴う点検確認作業が適切に完了したことを確認しました。

(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。

氏名 ()	役職 ()
--------	--------

- ※1. 「1. 営業所（ホール）の名称及び所在地」、「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」及び「4. 点検確認日時及び点検確認者」欄は製造業者又は点検確認実施会社が記入し、「5. 営業所（ホール）の確認」欄は、営業所の役職者（責任者）が記入すること。
- ※2. 「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」の「遊技機の製造番号等」又は「交換部品名」欄に書ききれない場合は、当該欄に別紙参照と記入し、保証書の写しを本確認書に添付すること。
- ※3. 製造業者が点検確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。点検確認実施会社が点検確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。特別営業者が点検確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。
- ※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。
- ※5. 本確認書の保管年数は3年とする。

部品交換確認書

殿 (遊技機製造業者宛)

製造業者又は点検確認実施会社の名称及び所在地

所在地 :

名称 :

この度、当社は本件遊技機の部品交換後の点検確認を以下のとおり実施しました。

1. 営業所 (ホール) の名称及び所在地

営業所 (ホール)	名称	
	所在地	

2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名

遊技機	製造業者名			製造業者記載欄	
	型式名			部品交換台数	台
No	遊技機の製造番号等			交換部品名 (主基板の場合は、新主基板番号を記入すること)	
	本体製造番号等 (回胴部)	本体製造番号等 (筐体部)	主基板番号等		
1					
2					
3					
4					
5					

3. 部品交換後の点検確認項目

遊技機の製造番号等の確認		スマートフォン パチスロ のみ	メダル数制御基板の点検 (搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと)	
1	本体製造番号等の確認		11	メダル数制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか
2	主基板番号の確認	12	メダル数制御基板に形状異常及び異物の装着がないか	
主基板の点検		13	メダル数制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	
3	主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか (本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか)	主要部品の点検		
4	主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	14	遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか	
5	主基板に形状異常及び異物の装着はないか	その他の点検及び確認		
6	主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	15	筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか	
主要部品の点検		16	遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認	
7	遊技メダルセレクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			
8	遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			
9	電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			
10	サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか			

4. 点検確認日時及び点検確認者

点検確認日時	年 月 日 時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入
点検確認者	私は、部品交換に伴う点検確認を行った結果、型式と相違がないことを確認しました。 フルネームで記名又はサイン 氏名 () 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要	

5. 営業所 (ホール) の確認

私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記部品交換に伴う点検確認作業が適切に完了したことを確認しました。

(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。

氏名 () 役職 ()

- ※1. 「1. 営業所 (ホール) 名称及び所在地」、「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」及び「4. 点検確認日時及び点検確認者」欄を、製造業者又は点検確認実施会社が記入し、「5. 営業所 (ホール) の確認」欄は、営業所が記入すること。
- ※2. 「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」の「遊技機の製造番号等」又は「交換部品名」欄に書ききれない場合は、当該欄に別紙参照と記入し、保証書の写しを本確認書に添付すること。
- ※3. 製造業者が点検確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。点検確認実施会社が点検確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。特例営業者が点検確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。
- ※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。
- ※5. 本確認書の保管年数は3年とする。

部品交換確認書
(指定営業所用)

殿 (遊技機製造業者宛)

営業所 (ホール) の名称、所在地及び営業所管理者又は責任者名

所在地 :

名称 :

管理者又は責任者 :

この度、当社は本件遊技機の部品交換後の点検確認を以下のとおり実施しました。

1. 営業所 (ホール) の名称及び所在地

(営業所)	名称	
	所在地	

2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名

遊技機	製造業者名	遊技機の製造番号等			製造業者記載欄	台
	型式名	交換部品名			部品交換台数	
No	遊技盤番号	遊技盤の枠番号	主基板番号			
1						
2						
3						
4						
5						

3. 部品交換後の点検確認項目

製造番号等の点検

1	遊技盤番号の確認及び番号票の点検
2	遊技盤の枠番号の確認及び番号票の点検
3	主基板番号の確認及び番号証の点検

主基板等の点検

4	主基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか
5	主基板に形状異常又は異物の装着がないか
6	払出基板又は枠制御基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか
7	払出基板又は枠制御基板上に形状異常又は異物の装着がないか
8	ロムの形状又は装着状況に異常はないか

形状及び異物の点検

9	周辺基板に形状異常又は異物の装着がないか
10	中継端子板に形状異常又は異物装着がないか
11	外部端子板に形状異常又は異物装着がないか (※)
12	遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常又は異物の装着がないか
13	コネクターに形状異常又は異物の装着がないか
14	配線に形状異常又は異物の装着がないか

※スマートパチンコの場合は、項目11、17の点検確認は不要です。

15	裏パックに異物の装着がないか
16	遊技くぎ又は風車の形状に異常はないか
17	上下皿に形状異常又は異物の装着がないか (※)

発射装置の点検

18	タッチセンサーの作動確認
19	発射個数の確認
20	遊技球の飛び位置

遊技の基本動作の点検

21	入賞による獲得遊技球数の数又は表示加算の確認
22	最大入賞数の確認
23	役物の作動の確認
24	図柄表示装置の作動確認

その他

25	すべての接続箇所点検
26	スピーカーの作動確認
27	各種ランプの点灯確認

4. 点検確認日時及び点検確認者 (遊技機管理員)

点検確認日時	年 月 日 時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入
点検確認者	上記営業所 (ホール) に所属する遊技機管理員である私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記部品交換に伴う点検確認を行った結果、型式と相違がないことを確認しました。 フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号)	

- ※1. 「1. 営業所 (ホール) の名称及び所在地」、「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」欄は、製造業者が記入し、「4. 点検確認日時及び点検確認者 (遊技機管理員)」は、遊技機管理員が記入すること。
- ※2. 「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」の「遊技機の製造番号等」又は「交換部品名」欄に書ききれない場合は、当該欄に別紙参照と記入し、保証書の写しを本確認書に添付すること。
- ※3. 原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。
- ※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。
- ※5. 本確認書の保管年数は3年とする。

部 品 交 換 確 認 書

(指定営業所用)

殿 (遊技機製造業者宛)

営業所 (ホール) の名称、所在地及び営業所管理者又は責任者名

所在地 :

名称 :

管理者又は責任者 :

この度、当社は本件遊技機の部品交換後の点検確認を以下のとおり実施しました。

1. 営業所 (ホール) の名称及び所在地

(営業所)	名称	
	所在地	

2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名

遊技機	製造業者名		製造業者記載欄	
	型式名		部品交換台数	台
No	遊技機の製造番号等			交換部品名
	本体製造番号等 (回胴部)	本体製造番号等 (筐体部)	主基板番号等	
1				
2				
3				
4				
5				

3. 部品交換後の点検確認項目

遊技機の製造番号等の確認		スマートパスロのみ	メダル数制御基板の点検 (搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと)	
1	本体製造番号等の確認		11	メダル数制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか
2	主基板番号の確認	12	メダル数制御基板に形状異常及び異物の装着がないか	
主基板の点検		13	メダル数制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	
3	主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか	主要部品の点検		
	(本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか)	14	遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか	
4	主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	その他の点検及び確認		
5	主基板に形状異常及び異物の装着はないか	15	筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか	
6	主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	16	遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認	
主要部品の点検				
7	遊技メダルセレクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			
8	遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			
9	電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			
10	サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか			

4. 点検確認日時及び点検確認者 (遊技機管理員)

点検確認日時	年 月 日	時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入
点検確認者	上記営業所(ホール)に所属する遊技機管理員である私は、「変更承認申請」の手続を行った、上記部品交換に伴う点検確認を行った結果、型式と相違がないことを確認しました。		
	フルネームで記名又はサイン		
	氏名 ()	遊技機取扱主任者証番号 (第)	号)

- ※1. 「1. 営業所 (ホール) の名称及び所在地」、「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」欄は、製造業者が記入し、「4. 点検確認日時及び点検確認者 (遊技機管理員)」は、遊技機管理員が記入すること。
- ※2. 「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」の「遊技機の製造番号等」又は「交換部品名」欄に書ききれない場合は、当該欄に別紙参照と記入し、保証書の写しを本確認書に添付すること。
- ※3. 原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。
- ※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。
- ※5. 本確認書の保管年数は3年とする。

遊技機設置確認書（中古遊技機用）

殿（遊技機製造業者宛）

製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地

所在地：

名称：

この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。

1. 遊技機の型式名及び設置営業所（ホール）

遊技機	製造業者名	製造業者記載欄		
	型式名	区分/台数	1. 本体（台）	2. 盤面（台）
（営業所）	名称			
	所在地			

2. 作業従事者

作業従事者	私は、設置確認者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、設置確認者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。				
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日

3. 遊技機設置後の点検確認項目

製造番号等の点検

1	遊技盤番号の確認及び番号票の点検
2	遊技盤の枠番号の確認及び番号票の点検
3	主基板番号の確認及び番号証の点検

主基板等の点検

4	主基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか
5	主基板に形状異常又は異物の装着がないか
6	払出基板又は枠制御基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか
7	払出基板又は枠制御基板に形状異常又は異物の装着はないか
8	ロムの形状又は装着状況に異常はないか

形状及び異物の点検

9	周辺基板に形状異常又は異物の装着がないか
10	中継端子板に形状異常又は異物装着がないか
11	外部端子板に形状異常又は異物装着がないか（※）
12	遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常又は異物の装着がないか
13	コネクタに形状異常又は異物の装着がないか
14	配線に形状異常又は異物の装着がないか

15	裏バックに異物の装着がないか
16	遊技くぎ又は風車の形状に異常はないか
17	上下皿に形状異常又は異物の装着がないか（※）

発射装置の点検

18	タッチセンサーの作動確認
19	発射個数の確認
20	遊技球の飛び位置
遊技の基本動作の点検	
21	入賞による獲得遊技球数の数又は表示加算の確認
22	最大入賞数の確認
23	役物の作動の確認
24	図柄表示装置の作動確認

その他

25	すべての接続箇所の点検
26	スピーカーの作動確認
27	各種ランプの点灯確認

※スマートパチンコの場合は、項目11、17の点検確認は不要です。

4. 設置確認日時及び設置確認者

私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。

設置確認日時	年 月 日	時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入
設置確認者	フルネームで記名又はサイン	遊技機取扱主任者証番号（第 号）	※当該遊技機製造業者は記入不要

5. 設置営業所（ホール）の確認

私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。

（確認者氏名・役職）※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。	
氏名（ ）	役職（ ）

- ※1. 「1. 遊技機の型式名及び設置営業所（ホール）」、「4. 設置確認日時及び設置確認者」欄は製造業者又は設置確認実施会社が記入すること。
「2. 作業従事者」欄は作業従事者が記入すること。「5. 設置営業所（ホール）の確認」欄は営業所の役職者（責任者）が記入すること。
- ※2. 「2. 作業従事者」の「作業従事者」欄に書ききれない場合は、別紙に記載する。
- ※3. 製造業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。
設置確認実施会社が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。
特別営業業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。
- ※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。
- ※5. 本確認書の保管年数は3年とする。

遊技機設置確認書（中古遊技機用）

殿（遊技機製造業者宛）

製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地

所在地：

名称：

この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。

1. 遊技機の型式名及び設置営業所（ホール）

遊技機	製造業者名		製造業者記載欄	
	型式名		台数	台
（営業所）	名称			
	所在地			

2. 遊技機の荷姿確認

梱包状態	A. 開封なし	B. 開封済み	※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印
------	---------	---------	--

3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約

説明者	フルネームで記名又はサイン	遊技機取扱主任者証番号（第 号）	※当該遊技機製造業者は記入不要		
作業従事者	私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。				
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日

4. 遊技機設置後の点検確認項目

遊技機の製造番号等の確認	
1	本体製造番号等の確認
2	主基板番号の確認
主基板の点検	
3	主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか (本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか)
4	主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか
5	主基板に形状異常及び異物の装着はないか
6	主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか
主要部品の点検	
7	遊技メダルセレクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか
8	遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか
9	電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか
10	サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか

スマートフォン	メダル制御基板の点検（搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと）	
	11	メダル制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか
	12	メダル制御基板に形状異常及び異物の装着がないか
	13	メダル制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか
主要部品の点検		
14	遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか	
その他の点検及び確認		
15	筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか	
16	遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認	

5. 設置確認日時及び設置確認者

私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。

設置確認日時	年 月 日	時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入
フルネームで記名又はサイン	氏名（ ）	遊技機取扱主任者証番号（第 号）	※当該遊技機製造業者は記入不要

6. 設置営業所（ホール）の確認

私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。

（確認者氏名・役職）※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。	氏名（ ）	役職（ ）
--	-------	-------

- 「1. 遊技機の型式名及び設置営業所（ホール）」～「5. 設置確認日時及び設置確認者」欄は、製造業者又は設置確認実施会社が記入すること。「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」の「作業従事者」欄は作業従事者が記入し、「6. 設置営業所（ホール）の確認」欄は営業所が記入すること。
- 設置作業開始前に、遊技機の梱包状態を確認し、「2. 遊技機の荷姿確認」の「梱包状態」欄に記入すること。
- 「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」欄の「説明者」は、製造業者の社員又は設置確認実施会社に所属する遊技機取扱主任者であること。「作業従事者」は、同欄に記載する事項を誓約した作業従事者であること。
- 「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」の「作業従事者」欄に書ききれない場合は、別紙に記載すること。
- 製造業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。設置確認実施会社が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。特別営業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。
- ※5は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。
- 本確認書の保管年数は3年とする。

製造業者遊技機流通健全化要綱

令和 7 年 7 月 10 日

(傍線の部分は変更箇所、旧は変更箇所のみ記載)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）の組合員が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に基づく検定を受けた型式の遊技機を流通、設置等するに当たり、検定を受けた型式を担保し、不正改造等を防止するため、製造業者として遵守すべき事項を定め、遊技機流通等の一層の健全化を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）の組合員が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に基づく検定を受けた型式の遊技機を流通、設置等するにあたり、検定を受けた型式を担保し、不正改造等を防止するため、製造業者として遵守すべき事項を定め、遊技機流通等の一層の健全化を図ることを目的とする。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)「製造業者」とは、日工組又は日電協に加盟する遊技機製造業者をいう。</p> <p>(2)「加盟組合」とは、製造業者が加盟するそれぞれの組合をいう。</p> <p>(3)「営業所」とは、風営法の許可を受けた、ぱちんこ営業所をいう。</p> <p>(4)「遊技機」とは、風営法に基づく検定を受けた遊技機をいう。そのうち、営業所に設置されたことのない遊技機を「新台」といい、営業所に設置されたことのある遊技機を「中古遊技機」という。</p> <p>(5)「販売」とは、営業所に販売する行為全般（貸付を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(6)「設置確認」とは、営業所に設置した遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。</p> <p>(7)「点検確認」とは、営業所に設置されている遊技機が部品交換された場合、当該遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(4)「遊技機」とは、風営法に基づく検定を受けた遊技機をいい、営業所に設置されたことのない遊技機を「新台」という。</p>
<p>(製造業者の責務)</p> <p>第3条 製造業者は、工場から出荷する遊技機の流通、設置、部品交換等において、製造業者として流通の安全を確保するとともに、当該遊技機の型式を担保し、営業所に供するために係る責任を負うものとする。</p>	<p>(製造業者の責務)</p> <p>第3条 (略)</p>
<p>(法令等の遵守)</p> <p>第4条 製造業者は、風営法、関係法令、加盟組合の内部規約（以下「内規」という。）等を厳格に遵守しなければならない。</p>	<p>(法令等の遵守)</p> <p>第4条 (略)</p>
<p>(保証書)</p> <p>第5条 製造業者は、新台販売の際、設置確認をする前提で、営業所に設置する新台の型式を疎明する書類として、様式第1号の保証書を発行するものとする。</p> <p>2 製造業者は、営業所に設置されている遊技機の部品交換をする場合は、点検確認をする前提で、変更後の当該遊技機が当該型式に属するものであることを疎明する書類として、様式第2号の保証書を発行するものとする。</p> <p>3 製造業者は、中古遊技機を営業所に設置する場合、加盟組合の内規に従い当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認した後、設置確認をする前提で、営業所に設置する遊技機の型式を疎明する書類として、様式第2号の保証書を発行するものとする。</p> <p>4 第1項、第2項及び第3項に規定する保証書の有効期限は、作成した日から50日とする。</p>	<p>(保証書)</p> <p>第5条 製造業者は、新台販売の際、設置確認をする前提で、営業所に設置する遊技機の型式を疎明する書類として、様式第1号の保証書を発行するものとする。</p> <p>[加える]</p> <p>[加える]</p>
<p>(販売業務)</p> <p>第6条 製造業者は、遊技機を営業所に販売するに当たり、風営法、関係法令、加盟組合の内規等を遵守する旨が記載された契約を結ばなければならない。</p>	<p>(販売業務)</p> <p>第6条 製造業者は、新台を営業所に販売するに当たり、風営法、関係法令、加盟組合の内規等を遵守する旨が記載された契約を結ばなければならない。</p>

<p>(運送業務)</p> <p>第7条 製造業者は、販売した遊技機については、契約に基づき営業所に<u>運送</u>し責任を持って引き渡さなければならない。</p> <p>2 製造業者は、<u>自社の工場から出荷する遊技機の営業所への納品に当たっては</u>、梱包を厳重にするとともに、開封の痕跡が残る措置を施し、運送中の開封防止に配慮するなど、運送中のセキュリティー対策に努め、開梱されていないことを確認の上、営業所責任者へ引き渡すものとする。</p> <p>3 製造業者は、<u>自社の工場から</u>遊技機を営業所まで運送する際は、別に定める遊技機運送管理票に必要事項を記入作成し、保管するものとする。</p> <p>4 製造業者は、遊技機の運送については、本条に定める規定のほか、加盟組合の内規により運用を行うものとする。</p>	<p>(運送業務)</p> <p>第7条 製造業者は、販売した遊技機については、契約に基づき営業所に<u>輸送</u>し責任を持って引き渡さなければならない。</p> <p>2 製造業者は、<u>遊技機の営業所への納品に当たっては</u>、梱包を厳重にするとともに、開封の痕跡が残る措置を施し、運送中の開封防止に配慮するなど、運送中のセキュリティー対策に努め、開梱されていないことを確認の上、営業所責任者へ引き渡すものとする。</p> <p>3 製造業者は、<u>自社の工場又は倉庫から</u>遊技機を営業所まで運送する際は、別に定める遊技機運送管理票に必要事項を記入作成し、保管するものとする。</p>
<p>(設置及び設置確認業務)</p> <p>第8条 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る<u>遊技機</u>の設置について、当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認しなければならない。</p> <p>2 製造業者は、設置確認を行うに当たっては、<u>新台、中古遊技機それぞれ別に定める遊技機設置確認書</u>に必要事項を記入作成し、保管するものとする。</p> <p><u>3 製造業者は、中古遊技機の移動に伴う設置確認を行うに当たっては、遊技機設置確認書に加えて加盟組合の内規に従うものとする。</u></p> <p><u>4</u> 製造業者は、設置において、自社以外の者が作業を行うときは、当該業務の重要性について理解させ、作業従事者に以下の内容について誓約させる等、厳格に管理しなければならない。</p> <p>(1) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないこと。</p> <p>(2) 過去5年間に遊技機の不正改造に関与したことがないこと。</p> <p>(3) 関係法令を遵守し製造業者から受けた説明どおり作業に従事すること。</p>	<p>(設置及び設置確認業務)</p> <p>第8条 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る<u>新台</u>の設置について、当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認しなければならない。</p> <p>2 製造業者は、設置確認を行うに当たっては、<u>別に定める遊技機設置確認書</u>に必要事項を記入作成し、保管するものとする。</p> <p>[加える]</p> <p><u>3</u> 製造業者は、設置において、自社以外の者が作業を行うときは、当該業務の重要性について理解させ、作業従事者に以下の内容について誓約させる等、厳格に管理しなければならない。</p> <p>(1) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないこと。</p> <p>(2) 過去5年間に遊技機の不正改造に関与したことがないこと。</p> <p>(3) 関係法令を遵守し製造業者から受けた説明どおり作業に従事すること。</p>
<p>(部品交換及び点検確認業務)</p> <p>第9条 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る遊技機の部品の交換に際しては、当該遊技機の構造、材質又は性能に影響を及ぼす改造その他変更が無いことの点検確認を行うものとする。</p> <p>2 製造業者は、部品の交換に伴う点検確認を行うに当たっては、別に定める部品交換確認書に必要事項を記入作成し、保管するものとする。</p> <p>3 遊技くぎを故意に曲げた形跡があるなど不正改造の疑いがあり、遊技機の型式の同一性を保証できないおそれがあるときは、部品交換については認めないものとする。</p>	<p>(部品交換及び点検確認業務)</p> <p>第9条 (略)</p>
<p>(関係団体との連携)</p> <p>第10条 日工組及び日電協は、この要綱の目的を遂行するため、次の各号に掲げる団体(以下「関係団体」という。)に協力を求めるとともに、情報を共有し、必要な事項を関係団体と協議するものとする。</p> <p>(1) 一般社団法人日本遊技関連事業協会</p> <p>(2) 全日本遊技事業協同組合連合会</p> <p>(3) 全国遊技機商業協同組合連合会</p> <p>(4) 回胴式遊技機商業協同組合</p> <p>(5) 遊技機運送協同組合</p>	<p>(関係団体との連携)</p> <p>第10条 (略)</p>
<p>(機歴の管理)</p> <p>第11条 製造業者は、遊技機の出荷から廃棄までの遊技機及び主基板交換の流通履歴(以下「機歴」という。)に関する情報を管理するものとする。</p> <p>2 機歴情報の管理は、加盟組合の内規に従い実施するものとする。</p> <p>3 機歴情報の管理を行うに当たっては、関係団体に協力を求め、必要な事項について協議するものとする。</p>	<p>(機歴の管理)</p> <p>第11条 (略)</p>

<p>(遊技機のリサイクル)</p> <p>第12条 製造業者は、使用済み遊技機の処理については、加盟組合の内規に従い実施するものとする。</p>	<p>(遊技機のリサイクル)</p> <p>第12条 (略)</p>
<p>(不正遊技機情報等の報告義務)</p> <p>第13条 製造業者は、遊技機の不正改造、不正行為等に関する情報を入手したときは、速やかに加盟組合に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により報告を受けた日工組及び日電協は、必要に応じて関係団体に報告するものとする。</p> <p>3 日工組及び日電協は、不正遊技機情報の収集と関係団体との情報共有に努めるとともに、必要な事項については関係団体に協力を求め、協議するものとする。</p>	<p>(不正遊技機情報等の報告義務)</p> <p>第13条 (略)</p>
<p>(違反の場合の措置)</p> <p>第14条 製造業者がこの要綱に違反した場合の措置は、その加盟組合の内規により行われるものとする。</p>	<p>(違反の場合の措置)</p> <p>第14条 製造業者がこの要綱に違反した場合の措置は、その加盟組合の内規により行われるものとする。</p>
<p>(業務委託)</p> <p>第15条 製造業者は、第6条乃至第9条に規定する業務を委託する場合は、別に定めるところにより行うこととする。</p>	<p>(業務委託)</p> <p>第15条 製造業者は、第6条乃至第9条に規定する業務を委託する場合は、別に定めるところにより行うこととする。</p>
<p>(改正)</p> <p>第16条 この要綱を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。</p>	<p>(改正)</p> <p>第16条 この要綱を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。</p>
<p>(補則)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。</p>	<p>(補則)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>平成28年2月1日 制 定</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>遊技くぎに関する第9条の規定については、平成28年4月1日以降に新台として設置される新たな型式の遊技機から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この要綱は、令和2年7月8日から施行する。(第10条関係団体名変更)</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この要綱は、令和3年5月1日から施行する。(様式の変更・追加：様式第1号、様式第2号変更、様式第1号別紙、様式第2号別紙追加)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 (施行期日)</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年10月1日から施行する。(第1条、第2条第4号、第5条第1項、第6条、第7条第1項乃至第3項、第8条第1項、第2項の変更、第5条第3項、第4項、第8条第3項を追加、旧第8条第3項を1項繰り下げ。様式の変更：様式第2号)</u></p>	<p>附 則</p> <p>平成28年2月1日 制 定</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 (経過措置)</p> <p>遊技くぎに関する第9条の規定については、平成28年4月1日以降に新台として設置される新たな型式の遊技機から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この要綱は、令和2年7月8日から施行する。(第10条関係団体名変更)</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>この要綱は、令和3年5月1日から施行する。(様式の変更・追加：様式第1号、様式第2号変更、様式第1号別紙、様式第2号別紙追加)</p> <p>[加える]</p>

新	旧																																					
<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <p>様式第1号</p> <p>管理記号</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 別記様式第2号(第12中の13(9)関係) (製造業者又は輸入業者用) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">保 証 書</p> <p style="text-align: center;">当社が販売し・貸し付けた下記の遊技機については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の検定を受けた型式に属するものとして営業所に設置されることを保証します。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">製造業者等の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">設置先</td> <td>営業所の所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>営業所の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>営業者の氏名又は名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">遊技機の種類</td> <td colspan="2">型式試験番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">型 式 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">検定年月日</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2">検定番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">遊技機の製造番号等</td> <td>ばちんこ遊技機等</td> <td>遊技盤番号等</td> <td>遊技盤の枠番号等</td> <td>主基板番号等</td> </tr> <tr> <td>回胴式遊技機</td> <td>本体製造番号等(回胴部)</td> <td>本体製造番号等(筐体部)</td> <td>主基板番号等</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">注) この書類は、作成した日から50日以内に提出しなければならない。</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不要の文字は、横線で消すこと。 2 「設置先」の欄は、売買契約等の締結内容に沿って記載すること。 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 5 管理記号を記載すること。別紙を添付する場合は、別紙にも記載すること。 </div>	設置先	営業所の所在地				営業所の名称				営業者の氏名又は名称				遊技機の種類		型式試験番号			型 式 名					検定年月日		年 月 日	検定番号		遊技機の製造番号等	ばちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等	<p>(変更無し)</p>
設置先		営業所の所在地																																				
		営業所の名称																																				
	営業者の氏名又は名称																																					
遊技機の種類		型式試験番号																																				
型 式 名																																						
検定年月日		年 月 日	検定番号																																			
遊技機の製造番号等	ばちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等																																		
	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等																																		

新	旧																																																																																														
<p>様式第2号</p> <p style="text-align:right;">管理記号</p> <p style="font-size:small;">別記様式第3号(第12中の13(11)、第17中の9(1)ア(イ)、第17中の9(3)オ(イ)関係) (製造業者又は輸入業者用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align:center;">保 証 書</p> <p>下記遊技機については、点検・確認することにより、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の検定を受けた型式に属するものであることを保証します。</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p style="text-align:center;">公安委員会 殿</p> <p style="text-align:right;">製造業者等の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align:center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">用途</th> <th colspan="4">部品変更・中古機移動・認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">設置先</td> <td colspan="2">営業所の所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業所の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業者の氏名又は名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">遊技機の種類</td> <td colspan="2">型式試験番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">型 式 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">検定年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>検定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">遊技機の製造番号等</td> <td>ばちんこ遊技機等</td> <td>遊技盤番号等</td> <td>遊技盤の枠番号等</td> <td>主基板番号等</td> </tr> <tr> <td>回胴式遊技機</td> <td>本体製造番号等(回胴部)</td> <td>本体製造番号等(筐体部)</td> <td>主基板番号等</td> </tr> <tr> <td colspan="5">部品の変更</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">注) この書類は、作成した日から50日以内に提出しなければならない。</p> <p style="font-size: x-small;">備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 不要の文字は、横線で消すこと。 「中古機移動」は、風俗営業の営業所に設置されたことのある遊技機を営業所に設置することを意味する。 「設置先」の欄は、売買契約等の締結内容に沿って記載すること。 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 管理記号を記載すること。別紙を添付する場合は、別紙にも記載すること。 </div>	用途	部品変更・中古機移動・認定				設置先	営業所の所在地				営業所の名称				営業者の氏名又は名称				遊技機の種類		型式試験番号			型 式 名					検定年月日		年 月 日	検定番号		遊技機の製造番号等	ばちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等	部品の変更					<p>様式第2号</p> <p style="text-align:right;">管理記号</p> <p style="font-size:small;">別記様式第3号(第12中の13(11)、第17中の8(1)ア(イ)、第17中の8(3)オ(イ)関係) (製造業者又は輸入業者用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align:center;">保 証 書</p> <p>下記遊技機については、点検・確認することにより、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の検定を受けた型式に属するものであることを保証します。</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p style="text-align:center;">公安委員会 殿</p> <p style="text-align:right;">製造業者等の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align:center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">用途</th> <th colspan="4">部品変更・中古機移動・認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">設置先</td> <td colspan="2">営業所の所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業所の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業者の氏名又は名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">遊技機の種類</td> <td colspan="2">型式試験番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">型 式 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">検定年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>検定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">遊技機の製造番号等</td> <td>ばちんこ遊技機等</td> <td>遊技盤番号等</td> <td>遊技盤の枠番号等</td> <td>主基板番号等</td> </tr> <tr> <td>回胴式遊技機</td> <td>本体製造番号等(回胴部)</td> <td>本体製造番号等(筐体部)</td> <td>主基板番号等</td> </tr> <tr> <td colspan="5">部品の変更</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">注) この書類は、作成した日から50日以内に提出しなければならない。</p> <p style="font-size: x-small;">備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 不要の文字は、横線で消すこと。 「中古機移動」は、風俗営業の営業所に設置されたことのある遊技機を営業所に設置することを意味する。 「設置先」の欄は、売買契約等の締結内容に沿って記載すること。 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 管理記号を記載すること。別紙を添付する場合は、別紙にも記載すること。 </div>	用途	部品変更・中古機移動・認定				設置先	営業所の所在地				営業所の名称				営業者の氏名又は名称				遊技機の種類		型式試験番号			型 式 名					検定年月日		年 月 日	検定番号		遊技機の製造番号等	ばちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等	部品の変更				
用途	部品変更・中古機移動・認定																																																																																														
設置先	営業所の所在地																																																																																														
	営業所の名称																																																																																														
	営業者の氏名又は名称																																																																																														
遊技機の種類		型式試験番号																																																																																													
型 式 名																																																																																															
検定年月日		年 月 日	検定番号																																																																																												
遊技機の製造番号等	ばちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等																																																																																											
	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等																																																																																											
部品の変更																																																																																															
用途	部品変更・中古機移動・認定																																																																																														
設置先	営業所の所在地																																																																																														
	営業所の名称																																																																																														
	営業者の氏名又は名称																																																																																														
遊技機の種類		型式試験番号																																																																																													
型 式 名																																																																																															
検定年月日		年 月 日	検定番号																																																																																												
遊技機の製造番号等	ばちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等																																																																																											
	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等																																																																																											
部品の変更																																																																																															

遊技機製造業者の業務委託に関する規程

令和 7 年 7 月 10 日

(傍線の部分は変更箇所、旧は変更箇所のみ記載)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）で取り決めた製造業者遊技機流通健全化要綱（以下「要綱」という。）第15条に基づき、製造業者が製造する遊技機の販売において、その流通過程の業務委託に関し必要な事項を定め、もって遊技機流通の健全化及び適正化に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、要綱で定めるもののほか、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 「業務委託」とは、第3条各号に定める業務を委託することをいう。</p> <p>(2) 「受託業者」とは、第3条各号の業務について、製造業者から委託を受けた者をいう。</p> <p>(3) 「<u>指定販売業者</u>」とは、第4条第2号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。</p> <p>(4) 「指定運送業者」とは、第4条第3号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。</p> <p>(5) 「設置確認・点検確認業者」（以下「確認業者」という。）とは、第4条第4号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。</p> <p>(6) 「特例営業業者」とは、風営法第10条の2第1項の規定により認定された特例風俗営業業者で、第4条第4号の規定により、業務委託先として指定されたものをいう。</p> <p>(7) 「指定営業所」とは、第4条第5号の規定により、業務委託先として指定された営業所をいう。</p> <p>(8) 「部品」とは、日工組又は日電協が別に指定した部品をいう。そのうち、「特定部品」とは日工組又は日電協が別表に定める、遊技機の出玉性能に影響するおそれのある部品をいう。</p> <p>(9) 「取扱主任者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機取扱主任者に関する規程（平成16年規程第1号）第2条第1項に規定する遊技機取扱主任者をいう。</p> <p>(10) 「取扱管理者」とは、特例営業業者の営業所の管理者であつて、かつ、取扱主任者であるものをいう。</p> <p>(11) 「遊技機管理員」とは、指定営業所に所属する取扱主任者をいう。</p> <p>(12) 「登録販売業者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機販売業者登録に関する規程（平成6年規程第1号）により登録された販売会社をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(3) 「<u>新台販売業者</u>」とは、第4条第2号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。</p>
<p>(業務委託)</p> <p>第3条 製造業者は、次の各号の業務を委託する場合は、適切に選定した業者に行わせなければならない。</p> <p>(1) <u>遊技機</u>の販売に係る業務</p> <p>(2) <u>自社の工場から出荷する遊技機</u>の運送に係る業務</p> <p>(3) <u>遊技機</u>の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務</p>	<p>(業務委託)</p> <p>第3条 製造業者は、次の各号の業務を委託する場合は、適切に選定した業者に行わせなければならない。</p> <p>(1) <u>新台</u>の販売に係る業務</p> <p>(2) <u>新台</u>の運送に係る業務</p> <p>(3) <u>新台</u>の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務</p>
<p>(選定基準)</p> <p>第4条 受託業者は、次の各号の基準に該当するものに限るものとする。</p> <p>(1) 法人又はその役員において、過去5年間法令違反（風営法による指示処分を除く）がなく、かつ、第2号及び第3号に掲げる団体の内規による業務又は資格の停止処分期間中でない者</p> <p>(2) 前条第1号においては、第1号を満たし、全国遊技機商業協同組合連合会傘下の各地区遊技機商業協同組合又は回胴式遊技機商業協同組合に加盟している登録販売業者である者</p> <p>(3) 前条第2号においては、第1号を満たし、遊技機運送協同組合に加盟している者</p> <p>(4) 前条第3号においては、第1号を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>ア 第2号に該当する者</p> <p>イ 遊技機の取扱いに従事する従業者の30パーセント以上の数の取扱主任者を置いている者</p>	<p>(選定基準)</p> <p>第4条 (略)</p>

<p>ウ 特例業者</p> <p>(5) 第12条第1項ただし書の規定に基づき、営業所に前条第3号の部品交換後の点検確認業務を委託する場合には、第1号（「法人又はその役員」は「営業所又はその管理者」を含むものとする。）を満たし、遊技機管理員を保有する営業所</p>	
<p>(業務委託契約)</p> <p>第5条 製造業者は、業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者に委託する業務内容、委託範囲等を明確にし、具体的な契約を締結しなければならない。</p> <p>2 製造業者は、前項の業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者にこの規程の内容について理解させ、次の各号を満たした事項を記載させなければならない。</p> <p>(1) 関係法令、要綱及びこの規程の遵守</p> <p>(2) 遊技機の不正改造に関与しないことの誓約</p> <p>(3) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないことの誓約</p> <p>(4) その他健全化に反する業務を行わないことの誓約</p>	<p>(業務委託契約)</p> <p>第5条 (略)</p>
<p>(再委託)</p> <p>第6条 受託業者は、あらかじめ製造業者の承認を得たときに限り、受託した業務の全部又は一部を別の業者に再委託することができる。</p> <p>2 前項の承認を求めるときは、受託業者は、再委託する業者が第4条及び第5条の要件を充足するものであることを説明しなければならない。</p> <p>3 製造業者は、再委託の承認については前項の説明を十分審査するとともに、再委託を受けた業者についても受託業者に準じた管理をするよう努めなければならない。</p> <p>4 再々委託については、特段の事情がない限り認めないものとする。</p>	<p>(再委託)</p> <p>第6条 (略)</p>
<p>(遊技機の管理)</p> <p>第7条 製造業者は、受託業者に対して委託に係る業務の適正な実施を図るため、契約の内容、業務の履行状況等について管理するなど、製造業者として必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 製造業者は、日工組及び日電協が指定する、営業所の経営法人が管理する倉庫を経由して<u>自社の工場から出荷する遊技機</u>を営業所へ納品及び設置するときは、遊技機の納品・設置及び設置確認を、当該営業所の経営法人に委託できるものとする。</p>	<p>(遊技機の管理)</p> <p>第7条</p> <p>2 製造業者は、日工組及び日電協が指定する、営業所の経営法人が管理する倉庫を経由して<u>遊技機</u>を営業所へ納品及び設置するときは、遊技機の納品・設置及び設置確認を、当該営業所の経営法人に委託できるものとする。</p>
<p>(指導・教育)</p> <p>第8条 製造業者は、受託業者に対し、関係法令等の遵守、遊技機取扱いに関する知識その他この規程に定める事項について指導・教育を行わなければならない。</p>	<p>(指導・教育)</p> <p>第8条 (略)</p>
<p>(販売業務)</p> <p>第9条 製造業者は、<u>遊技機</u>の販売業務を委託する場合、<u>指定販売業者</u>に委託しなければならない。</p>	<p>(新台販売業務)</p> <p>第9条 製造業者は、<u>新台</u>の販売業務を委託する場合、<u>新台販売業者</u>に委託しなければならない。</p>
<p>(運送業務)</p> <p>第10条 製造業者は、<u>自社の工場から出荷する遊技機</u>の運送業務を委託する場合、指定運送業者に委託しなければならない。</p> <p>2 製造業者は、<u>自社の工場から出荷する遊技機</u>の指定運送業者への引渡しに当たっては、当該指定運送業者の社員であることを確認するものとする。</p> <p>3 製造業者は、繁忙期等で指定運送業者がやむを得ず備車を行うときは、事前に備車先に第5条第2項を満たすことを誓約させ、製造業者に承認を求めさせるものとする。</p> <p>4 製造業者は、日工組及び日電協が別に定める取決め事項に従い、指定運送業者に、貨物自動車運送事業輸送安全規</p>	<p>(運送業務)</p> <p>第10条 製造業者は、<u>新台</u>の運送業務を委託する場合、指定運送業者に委託しなければならない。</p> <p>2 製造業者は、<u>遊技機</u>の指定運送業者への引渡しに当たっては、当該指定運送業者の社員であることを確認するものとする。</p>

<p>則（平成2年運輸省令第22号）第8条第1項の規定により記録する事項（運転日報）により運行履歴を保存させるとともに、運送上の問題や遊技機の不正改造の疑い等の問題が生じた場合は、運行履歴を報告させるものとする。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、製造業者は、指定運送業者への委託が困難な場合に限り、宅配便業者を使用することができるものとする。その場合、日工組及び日電協が別に定める取決め事項に従い実施しなければならない。</p>	
<p>（設置確認業務）</p> <p>第11条 製造業者は、<u>遊技機の設置確認業務</u>を委託する場合、<u>指定販売業者</u>、確認業者又は特例営業者に委託しなければならない。</p> <p>2 <u>設置確認業務</u>は、<u>指定販売業者</u>若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。</p>	<p>（設置確認業務）</p> <p>第11条 製造業者は、<u>新台の設置確認業務</u>を委託する場合、<u>新台販売業者</u>、確認業者又は特例営業者に委託しなければならない。</p> <p>2 <u>新台の設置確認業務</u>は、<u>新台販売業者</u>若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。</p>
<p>（部品交換及び点検確認業務）</p> <p>第12条 製造業者は、部品交換後の点検確認業務を委託する場合、<u>指定販売業者</u>、確認業者又は特例営業者に委託しなければならない。ただし、特定部品のうち日工組又は日電協が別に定めた部品及び特定部品以外の部品に関する点検確認業務については、指定営業所に委託することができる。</p> <p>2 第1項ただし書に定めるときを除き、部品交換後の点検確認業務は、<u>指定販売業者</u>若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。</p> <p>3 第1項ただし書の業務については、遊技機管理員に限るものとし、交換する部品は、その対象となる遊技機の型式の同一性を保証するため、日工組又は日電協が別に指定した部品のみを使用するものとする。</p>	<p>（部品交換及び点検確認業務）</p> <p>第12条 製造業者は、部品交換後の点検確認業務を委託する場合、<u>新台販売業者</u>、確認業者又は特例営業者に委託しなければならない。ただし、特定部品のうち日工組又は日電協が別に定めた部品及び特定部品以外の部品に関する点検確認業務については、指定営業所に委託することができる。</p> <p>2 第1項ただし書に定めるときを除き、部品交換後の点検確認業務は、<u>新台販売業者</u>若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。</p>
<p>（取扱管理者及び遊技機管理員）</p> <p>第13条 <u>遊技機の設置確認業務</u>及び部品交換後の点検確認業務について、取扱管理者は、自ら管理する営業所における場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 前条第1項ただし書に定める部品の点検確認業務について、遊技機管理員は、その所属する営業所における場合に限り、行うことができる。</p>	<p>（取扱管理者及び遊技機管理員）</p> <p>第13条 <u>新台の設置確認業務</u>及び部品交換後の点検確認業務について、取扱管理者は、自ら管理する営業所における場合に限り、行うことができる。</p>
<p>（書類の作成及び保管）</p> <p>第14条 要綱第7条第3項、第8条第2項及び第9条第2項に基づき製造業者が作成する書類の様式は、遊技機運送管理票については別記様式1、遊技機設置確認書については<u>別記様式3</u>、<u>別記様式4</u>、<u>別記様式9</u>及び<u>別記様式10</u>並びに部品交換確認書については別記様式5及び別記様式6のとおりとする。</p> <p>2 製造業者は、受託業者に対して、前項で定める遊技機運送管理票、遊技機設置確認書若しくは部品交換確認書又は別記様式7及び別記様式8で定める部品交換確認書（指定営業所用）に必要な事項を記入作成させ、原本を提出させると共に、その写しを保管させなければならない。なお、遊技機設置確認書又は部品交換確認書については、営業所にもその写しを提出させなければならない。</p> <p>3 前項に規定する書類の提出及び保管は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができるものとする。</p>	<p>（書類の作成及び保管）</p> <p>第14条 要綱第7条第3項、第8条第2項及び第9条第2項に基づき製造業者が作成する書類の様式は、遊技機運送管理票については別記様式1、遊技機設置確認書については<u>別記様式3</u>及び<u>別記様式4</u>並びに部品交換確認書については別記様式5及び別記様式6のとおりとする。</p>
<p>（指定業者一覧表の提出）</p> <p>第15条 製造業者は、業務委託を行うときは、<u>指定販売業者一覧（別記様式11）</u>、指定運送業者一覧（<u>別記様式12</u>）又は設置確認・点検確認業者一覧（<u>別記様式13</u>）に従い、その委託先として指定した全ての業者名を記載した指定業者一覧表を作成し、加盟組合に提出しなければならない。</p>	<p>（指定業者一覧表の提出）</p> <p>第15条 製造業者は、業務委託を行うときは、<u>新台販売業者一覧（別記様式9）</u>、指定運送業者一覧（<u>別記様式10</u>）又は設置確認・点検確認業者一覧（<u>別記様式11</u>）に従い、その委託先として指定した全ての業者名を記載した指定業者一覧表を作成し、加盟組合に提出しなければならない。</p>
<p>（準用）</p> <p>第16条 要綱第6条、第7条第2項、<u>第8条第1項</u>、<u>第3項及び第4項</u>並びに第9条第1項及び第3項は、委託した業務に準用する。この場合において、「製造業者」とあるのは「受託業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第16条 要綱第6条、第7条第2項、<u>第8条第1項及び第3項</u>並びに第9条第1項及び第3項は、委託した業務に準用する。この場合において、「製造業者」とあるのは「受託業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>（情報の共有）</p> <p>第17条 日工組及び日電協は、業務委託に関し、必要な情報を交換するなど、相互に協力することとする。</p>	<p>（情報の共有）</p> <p>第17条 （略）</p>

<p>(報告) 第18条 製造業者は、受託業者が不適切な業務を行った又は行った疑いがあると認知したときは、事実関係を速やかに確認し、加盟組合に報告しなければならない。</p>	<p>(報告) 第18条 (略)</p>
<p>(組合の措置) 第19条 前条の報告を受けたときは、日工組及び日電協が協議の上対応するものとし、必要に応じて関係団体に報告し、当該受託業者が加盟する団体に対し事案の解明について協力を求めるものとする。</p>	<p>(組合の措置) 第19条 (略)</p>
<p>(処分) 第20条 日工組及び日電協は、前条の事案の解明がなされたと思料する場合は、必要な措置をとるものとする。 2 製造業者において、受託業者の管理に過失があると認められたときは、日工組及び日電協の内規に従い処分を行うものとする。</p>	<p>(処分) 第20条 (略)</p>
<p>(改正) 第21条 この規程を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。</p>	<p>(改正) 第21条 (略)</p>
<p>(補則) 第22条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するため必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。</p>	<p>(補則) 第22条 (略)</p>
<p>附 則 平成28年2月1日 制 定</p> <p>1 (施行期日) この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) 遊技機管理員については、この規程の施行の日から、遊技機管理員を保有する営業所の数が、日工組及び日電協が十分であると認めるまでの当分の間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、平成30年6月8日から施行する。(経過措置規定)</p> <p>2 (経過措置) 遊技機管理員については、この規程の施行の日から平成31年3月31日までの間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、令和2年1月1日から施行する。(第12条及び第13条の変更、特定部品に関する細則追加)</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、令和2年7月8日から施行する。(第4条及び別記様式10の変更)</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、令和3年5月1日から施行する。(別記様式の変更：別記様式1、別記様式2、別記様式3、別記様式4、別記様式5、別記様式6、別記様式7、別記様式8)</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、令和4年8月1日から施行する。(別表の変更及び別記様式の変更：別記様式3、別記様式5、別記</p>	<p>附 則 平成28年2月1日 制 定</p> <p>1 (施行期日) この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) 遊技機管理員については、この規程の施行の日から、遊技機管理員を保有する営業所の数が、日工組及び日電協が十分であると認めるまでの当分の間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、平成30年6月8日から施行する。(経過措置規定)</p> <p>2 (経過措置) 遊技機管理員については、この規程の施行の日から平成31年3月31日までの間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、令和2年1月1日から施行する。(第12条及び第13条の変更、特定部品に関する細則追加)</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、令和2年7月8日から施行する。(第4条及び別記様式10の変更)</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、令和3年5月1日から施行する。(別記様式の変更：別記様式1、別記様式2、別記様式3、別記様式4、別記様式5、別記様式6、別記様式7、別記様式8)</p> <p>附 則</p> <p>1 (施行期日) この規程は、令和4年8月1日から施行する。(別表の変更及び別記様式の変更：別記様式3、別記様式5、別記</p>

様式6、別記様式7、別記様式8)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和5年12月31日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。(第14条、別表 回胴式遊技機特定部品一覧及び別記様式の変更：別記様式1、別記様式2、別記様式3、別記様式4、別記様式5、別記様式6、別記様式7、別記様式8)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和6年9月30日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第10条第4項及び第5項の追加、第14条第1項の変更。別記様式の変更：別記様式1、別記様式3、別記様式4、別記様式5、別記様式6、別記様式7、別記様式8。別記様式の削除：別記様式2)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和6年9月30日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。(第2条第3号、第3条第1号乃至第3号、第7条第2項、第9条、第10条第1項、第2項、第11条第1項、第2項、第12条第1項、第2項、第13条第1項、第14条第1項、第15条、第16条、第9条見出しの変更。別記様式の追加：別記様式9、別記様式10。別記様式の様式番号変更：別記様式11、別記様式12、別記様式13。別記様式の変更：別記様式3、別記様式4、別記様式11)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和8年7月31日までの間、なおこれを使用することができる。

様式6、別記様式7、別記様式8)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和5年12月31日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。(第14条、別表 回胴式遊技機特定部品一覧及び別記様式の変更：別記様式1、別記様式2、別記様式3、別記様式4、別記様式5、別記様式6、別記様式7、別記様式8)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和6年9月30日までの間、なおこれを使用することができる。

附 則

1 (施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第10条第4項及び第5項の追加、第14条第1項の変更。別記様式の変更：別記様式1、別記様式3、別記様式4、別記様式5、別記様式6、別記様式7、別記様式8。別記様式の削除：別記様式2)

2 (経過措置)

この規程による改正前の別記様式については、この規程による改正後の別記様式に関わらず、令和6年9月30日までの間、なおこれを使用することができる。

[加える]

新	旧																													
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 管理番号 _____ 号 発行日 _____ 製造業者名 _____ </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 遊技機運送管理票 </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">型式名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納品台数</td> <td style="text-align: center;">本体 台</td> <td style="text-align: center;">遊技盤・回胴部 台</td> <td style="text-align: center;">枠・筐体部 台</td> </tr> <tr> <td>製造番号</td> <td style="text-align: center;">No. ~No. No. ~No.</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>※1 ※2</td> <td style="text-align: center;">No. ~No. No. ~No.</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">納品店舗</td> <td colspan="3">店舗名:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住 所:</td> </tr> <tr> <td>指定運送業者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">出荷日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 納品運送業者記入欄 </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">運送業者名</td> <td style="width:40%;">ドライバー名</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※受領日時欄の年は西暦表示、時間は24時間表示で記入してください。受領者欄はフルネームで記名又はサインしてください。</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 営業所(ホール)記入欄 </div> <p style="font-size: small; margin-bottom: 5px;">上記遊技機の荷姿に異状なく、適切に納品されたこと及び備考欄に記載された内容物を確認し、確かに受領しました。</p> <p>受領日時: 年 月 日 時 分</p> <p>受領者:</p> <p>備 考:</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; margin-top: 10px;"> 【製造業者使用欄】 </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;"> ※1 本体又は遊技盤での出荷時は遊技盤製造番号を記載し、枠の出荷時は枠製造番号を記載する。 (ぱちんこ、アレンジボール、じゃん球遊技機) ※2 本体又は回胴部での出荷時は日電協証紙番号又は回胴部製造番号を記載し、筐体部の出荷時は筐体部製造番号を記載する。 (回胴式遊技機) ※3 製造業者は納品店舗ごと及び機種ごと、出荷時に本管理票を発行する。 ※4 遊技機の納品後は本管理票原本を製造業者が管理・保管し、複写1部を運送業者保管とする。 ※5 ※4は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。 ※6 本管理票の保管年数は3年とする。 </p>	型式名				納品台数	本体 台	遊技盤・回胴部 台	枠・筐体部 台	製造番号	No. ~No. No. ~No.			※1 ※2	No. ~No. No. ~No.			納品店舗	店舗名:			住 所:			指定運送業者		出荷日	年 月 日	運送業者名	ドライバー名	(変更無し)
型式名																														
納品台数	本体 台	遊技盤・回胴部 台	枠・筐体部 台																											
製造番号	No. ~No. No. ~No.																													
※1 ※2	No. ~No. No. ~No.																													
納品店舗	店舗名:																													
	住 所:																													
指定運送業者		出荷日	年 月 日																											
運送業者名	ドライバー名																													

別記様式3 (ぱちんこ遊技機)

新	旧																																																																																																																																																																						
<div style="text-align: center;"> <p>別記様式3 (ぱちんこ遊技機)</p> <h2 style="color: red;">遊技機設置確認書(新台用)</h2> <p>殿 (遊技機製造業者宛)</p> <p>製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地</p> <p>所在地 :</p> <p>名称 :</p> </div> <p>この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。</p> <p>1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遊技機</td> <td>製造業者名</td> <td></td> <td>製造業者記載欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式名</td> <td></td> <td>区分/台数</td> <td>1. 本体 (台) 2. 盤面 (台)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(営業所)</td> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 作業従事者</p> <p>私は、設置確認者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 <small>なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、設置確認者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。</small></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">作業従事者</td> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>3. 遊技機設置後の点検確認項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">■遊技機の点検確認項目</th> </tr> <tr> <td>1 保証書と遊技盤番号、遊技盤の枠番号及び主基板番号の確認</td> <td>5 遊技くぎ及び風車の確認</td> <td>6 発射装置の確認</td> <td>7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認</td> </tr> <tr> <td>2 主基板の確認</td> <td>6 発射装置の確認</td> <td>7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認</td> <td>8 図柄表示装置の確認</td> </tr> <tr> <td>3 払出基板又は枠制御基板の確認</td> <td>7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 その他の基板及び配線等の確認</td> <td>8 図柄表示装置の確認</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 設置確認日時及び設置確認者</p> <p>私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>設置確認日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> <td>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</td> </tr> <tr> <td>設置確認者</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要</td> </tr> </table> <p>5. 設置営業所 (ホール) の確認</p> <p>私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。</p> <p>(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名 ()</td> <td>役職 ()</td> </tr> </table> <p>※1. 「1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)」、 「4. 設置確認日時及び設置確認者」欄は製造業者又は設置確認実施会社が記入すること。 ※2. 「2. 作業従事者」欄は作業従事者が記入すること。 「5. 設置営業所 (ホール) の確認」欄は営業所の役職者 (責任者) が記入すること。 ※3. 「2. 作業従事者」の「作業従事者」欄に書ききれない場合は、別紙に記載する。 ※4. 製造業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。 設置確認実施会社が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。 特例営業業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。 ※5. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。 ※6. 本確認書の保管年数は3年とする。</p>	遊技機	製造業者名		製造業者記載欄		型式名		区分/台数	1. 本体 (台) 2. 盤面 (台)	(営業所)	名称				所在地				作業従事者	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	■遊技機の点検確認項目				1 保証書と遊技盤番号、遊技盤の枠番号及び主基板番号の確認	5 遊技くぎ及び風車の確認	6 発射装置の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認	2 主基板の確認	6 発射装置の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認	8 図柄表示装置の確認	3 払出基板又は枠制御基板の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認			4 その他の基板及び配線等の確認	8 図柄表示装置の確認			設置確認日時	年 月 日 時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入	設置確認者	フルネームで記名又はサイン	遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要	氏名 ()	役職 ()	<div style="text-align: center;"> <p>別記様式3 (ぱちんこ遊技機)</p> <h2 style="color: red;">遊技機設置確認書</h2> <p>殿 (遊技機製造業者宛)</p> <p>製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地</p> <p>所在地 :</p> <p>名称 :</p> </div> <p>この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。</p> <p>1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遊技機</td> <td>製造業者名</td> <td></td> <td>製造業者記載欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式名</td> <td></td> <td>区分/台数</td> <td>1. 新台 (台) 2. 盤面 (台)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(営業所)</td> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 作業従事者</p> <p>私は、設置確認者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 <small>なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、設置確認者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。</small></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">作業従事者</td> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>3. 遊技機設置後の点検確認項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">■遊技機の点検確認項目</th> </tr> <tr> <td>1 保証書と遊技盤番号、遊技盤の枠番号及び主基板番号の確認</td> <td>5 遊技くぎ及び風車の確認</td> <td>6 発射装置の確認</td> <td>7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認</td> </tr> <tr> <td>2 主基板の確認</td> <td>6 発射装置の確認</td> <td>7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認</td> <td>8 図柄表示装置の確認</td> </tr> <tr> <td>3 払出基板又は枠制御基板の確認</td> <td>7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 その他の基板及び配線等の確認</td> <td>8 図柄表示装置の確認</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 設置確認日時及び設置確認者</p> <p>私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>設置確認日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> <td>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</td> </tr> <tr> <td>設置確認者</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要</td> </tr> </table> <p>5. 設置営業所 (ホール) の確認</p> <p>私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。</p> <p>(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名 ()</td> <td>役職 ()</td> </tr> </table> <p>※1. 「1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)」、 「4. 設置確認日時及び設置確認者」欄は製造業者又は設置確認実施会社が記入すること。 ※2. 「2. 作業従事者」欄は作業従事者が記入すること。 「5. 設置営業所 (ホール) の確認」欄は営業所の役職者 (責任者) が記入すること。 ※3. 「2. 作業従事者」の「作業従事者」欄に書ききれない場合は、別紙に記載する。 ※4. 製造業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。 設置確認実施会社が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。 特例営業業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。 ※5. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。 ※6. 本確認書の保管年数は3年とする。</p>	遊技機	製造業者名		製造業者記載欄		型式名		区分/台数	1. 新台 (台) 2. 盤面 (台)	(営業所)	名称				所在地				作業従事者	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	■遊技機の点検確認項目				1 保証書と遊技盤番号、遊技盤の枠番号及び主基板番号の確認	5 遊技くぎ及び風車の確認	6 発射装置の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認	2 主基板の確認	6 発射装置の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認	8 図柄表示装置の確認	3 払出基板又は枠制御基板の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認			4 その他の基板及び配線等の確認	8 図柄表示装置の確認			設置確認日時	年 月 日 時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入	設置確認者	フルネームで記名又はサイン	遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要	氏名 ()	役職 ()
遊技機		製造業者名		製造業者記載欄																																																																																																																																																																			
	型式名		区分/台数	1. 本体 (台) 2. 盤面 (台)																																																																																																																																																																			
(営業所)	名称																																																																																																																																																																						
	所在地																																																																																																																																																																						
作業従事者	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
■遊技機の点検確認項目																																																																																																																																																																							
1 保証書と遊技盤番号、遊技盤の枠番号及び主基板番号の確認	5 遊技くぎ及び風車の確認	6 発射装置の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認																																																																																																																																																																				
2 主基板の確認	6 発射装置の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認	8 図柄表示装置の確認																																																																																																																																																																				
3 払出基板又は枠制御基板の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認																																																																																																																																																																						
4 その他の基板及び配線等の確認	8 図柄表示装置の確認																																																																																																																																																																						
設置確認日時	年 月 日 時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入																																																																																																																																																																					
設置確認者	フルネームで記名又はサイン	遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要																																																																																																																																																																					
氏名 ()	役職 ()																																																																																																																																																																						
遊技機	製造業者名		製造業者記載欄																																																																																																																																																																				
	型式名		区分/台数	1. 新台 (台) 2. 盤面 (台)																																																																																																																																																																			
(営業所)	名称																																																																																																																																																																						
	所在地																																																																																																																																																																						
作業従事者	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																																																																																																																	
■遊技機の点検確認項目																																																																																																																																																																							
1 保証書と遊技盤番号、遊技盤の枠番号及び主基板番号の確認	5 遊技くぎ及び風車の確認	6 発射装置の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認																																																																																																																																																																				
2 主基板の確認	6 発射装置の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認	8 図柄表示装置の確認																																																																																																																																																																				
3 払出基板又は枠制御基板の確認	7 払出装置又は遊技球数表示装置の確認																																																																																																																																																																						
4 その他の基板及び配線等の確認	8 図柄表示装置の確認																																																																																																																																																																						
設置確認日時	年 月 日 時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入																																																																																																																																																																					
設置確認者	フルネームで記名又はサイン	遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要																																																																																																																																																																					
氏名 ()	役職 ()																																																																																																																																																																						

新	旧																																																																																																																																								
<div style="text-align: center;"> <p>別記様式4 (回胴式遊技機用)</p> <h2 style="color: red;">遊技機設置確認書(新台用)</h2> <p>殿 (遊技機製造業者宛)</p> <p>製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地 所在地： 名称：</p> <p>この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。</p> <p>1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遊技機</td> <td>製造業者名</td> <td></td> <td>製造業者記載欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式名</td> <td></td> <td>台数</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(営業所)</td> <td>名称</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>2. 遊技機の荷姿確認</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>梱包状態</td> <td>A. 開封なし</td> <td>B. 開封済み</td> <td><small>※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印</small></td> </tr> </table> <p>3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">説明者</td> <td colspan="5">フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">作業従事者</td> <td>私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>4. 遊技機設置後の点検確認項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遊技機の点検確認項目</td> <td>1</td> <td>保証書と本体製造番号及び主基板番号の確認 <small>※分離型の場合、筐体部・回胴部、主基板番号</small></td> <td>3</td> <td>遊技機の外観の確認</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>遊技機の動作確認</td> <td>4</td> <td>遊技機内部の異常確認</td> </tr> </table> <p>5. 設置確認日時及び設置確認者</p> <p>私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>設置確認日時</td> <td>年 月 日</td> <td>時 分</td> <td><small>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</small></td> </tr> <tr> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td colspan="3">氏名 () 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small></td> </tr> </table> <p>6. 設置営業所 (ホール) の確認</p> <p>私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。</td> </tr> <tr> <td>氏名 () 役職 ()</td> </tr> </table> <p>※1. 「1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)」～「5. 設置確認日時及び設置確認者」欄は、製造業者又は設置確認実施会社が記入すること。「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」の「作業従事者」欄は作業従事者が記入し、「6. 設置営業所 (ホール) の確認」欄は営業所が記入すること。 ※2. 設置作業開始前に、遊技機の梱包状態を確認し、「2. 遊技機の荷姿確認」の「梱包状態」欄に記入すること。 ※3. 「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」欄の「説明者」は、製造業者の社員又は設置確認実施会社に所属する遊技機取扱主任者であること。「作業従事者」は、同欄に記載する事項を誓約した作業従事者であること。 ※4. 「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」の「作業従事者」欄に書ききれない場合は、別紙に記載すること。 ※5. 製造業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。設置確認実施会社が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。特別営業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。 ※6. ※5は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。 ※7. 本確認書の保管年数は3年とする。</p> </div>	遊技機	製造業者名		製造業者記載欄		型式名		台数	台	(営業所)	名称				所在地				梱包状態	A. 開封なし	B. 開封済み	<small>※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印</small>	説明者	フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>					作業従事者	私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。					氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日	遊技機の点検確認項目	1	保証書と本体製造番号及び主基板番号の確認 <small>※分離型の場合、筐体部・回胴部、主基板番号</small>	3	遊技機の外観の確認	2	遊技機の動作確認	4	遊技機内部の異常確認	設置確認日時	年 月 日	時 分	<small>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</small>	フルネームで記名又はサイン	氏名 () 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>			(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。	氏名 () 役職 ()	<div style="text-align: center;"> <p>別記様式4 (回胴式遊技機用)</p> <h2 style="color: red;">遊技機設置確認書</h2> <p>殿 (遊技機製造業者宛)</p> <p>製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地 所在地： 名称：</p> <p>この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。</p> <p>1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遊技機</td> <td>製造業者名</td> <td></td> <td>製造業者記載欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式名</td> <td></td> <td>台数</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(営業所)</td> <td>名称</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>2. 遊技機の荷姿確認</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>梱包状態</td> <td>A. 開封なし</td> <td>B. 開封済み</td> <td><small>※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印</small></td> </tr> </table> <p>3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">説明者</td> <td colspan="5">フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">作業従事者</td> <td>私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>4. 遊技機設置後の点検確認項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遊技機の点検確認項目</td> <td>1</td> <td>保証書と本体製造番号及び主基板番号の確認 <small>※分離型の場合、筐体部・回胴部、主基板番号</small></td> <td>3</td> <td>遊技機の外観の確認</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>遊技機の動作確認</td> <td>4</td> <td>遊技機内部の異常確認</td> </tr> </table> <p>5. 設置確認日時及び設置確認者</p> <p>私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>設置確認日時</td> <td>年 月 日</td> <td>時 分</td> <td><small>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</small></td> </tr> <tr> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td colspan="3">氏名 () 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small></td> </tr> </table> <p>6. 設置営業所 (ホール) の確認</p> <p>私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。</td> </tr> <tr> <td>氏名 () 役職 ()</td> </tr> </table> <p>※1. 「1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)」～「5. 設置確認日時及び設置確認者」欄は、製造業者又は設置確認実施会社が記入すること。「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」の「作業従事者」欄は作業従事者が記入し、「6. 設置営業所 (ホール) の確認」欄は営業所が記入すること。 ※2. 設置作業開始前に、遊技機の梱包状態を確認し、「2. 遊技機の荷姿確認」の「梱包状態」欄に記入すること。 ※3. 「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」欄の「説明者」は、製造業者の社員又は設置確認実施会社に所属する遊技機取扱主任者であること。「作業従事者」は、同欄に記載する事項を誓約した作業従事者であること。 ※4. 「3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約」の「作業従事者」欄に書ききれない場合は、別紙に記載すること。 ※5. 製造業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。設置確認実施会社が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。特別営業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。 ※6. ※5は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。 ※7. 本確認書の保管年数は3年とする。</p> </div>	遊技機	製造業者名		製造業者記載欄		型式名		台数	台	(営業所)	名称				所在地				梱包状態	A. 開封なし	B. 開封済み	<small>※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印</small>	説明者	フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>					作業従事者	私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。					氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日	遊技機の点検確認項目	1	保証書と本体製造番号及び主基板番号の確認 <small>※分離型の場合、筐体部・回胴部、主基板番号</small>	3	遊技機の外観の確認	2	遊技機の動作確認	4	遊技機内部の異常確認	設置確認日時	年 月 日	時 分	<small>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</small>	フルネームで記名又はサイン	氏名 () 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>			(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。	氏名 () 役職 ()
遊技機		製造業者名		製造業者記載欄																																																																																																																																					
	型式名		台数	台																																																																																																																																					
(営業所)	名称																																																																																																																																								
	所在地																																																																																																																																								
梱包状態	A. 開封なし	B. 開封済み	<small>※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印</small>																																																																																																																																						
説明者	フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>																																																																																																																																								
作業従事者	私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。																																																																																																																																								
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日																																																																																																																																				
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日																																																																																																																																				
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日																																																																																																																																				
遊技機の点検確認項目	1	保証書と本体製造番号及び主基板番号の確認 <small>※分離型の場合、筐体部・回胴部、主基板番号</small>	3	遊技機の外観の確認																																																																																																																																					
	2	遊技機の動作確認	4	遊技機内部の異常確認																																																																																																																																					
設置確認日時	年 月 日	時 分	<small>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</small>																																																																																																																																						
フルネームで記名又はサイン	氏名 () 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>																																																																																																																																								
(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。																																																																																																																																									
氏名 () 役職 ()																																																																																																																																									
遊技機	製造業者名		製造業者記載欄																																																																																																																																						
	型式名		台数	台																																																																																																																																					
(営業所)	名称																																																																																																																																								
	所在地																																																																																																																																								
梱包状態	A. 開封なし	B. 開封済み	<small>※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印</small>																																																																																																																																						
説明者	フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>																																																																																																																																								
作業従事者	私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。																																																																																																																																								
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日																																																																																																																																				
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日																																																																																																																																				
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年 月 日																																																																																																																																				
遊技機の点検確認項目	1	保証書と本体製造番号及び主基板番号の確認 <small>※分離型の場合、筐体部・回胴部、主基板番号</small>	3	遊技機の外観の確認																																																																																																																																					
	2	遊技機の動作確認	4	遊技機内部の異常確認																																																																																																																																					
設置確認日時	年 月 日	時 分	<small>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</small>																																																																																																																																						
フルネームで記名又はサイン	氏名 () 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>																																																																																																																																								
(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。																																																																																																																																									
氏名 () 役職 ()																																																																																																																																									

別記様式5 (ぱちんこ遊技機)

新	旧																																																																																													
<div style="text-align: center;"> <p>別記様式5 (ぱちんこ遊技機用)</p> <h2 style="margin: 0;">部品交換確認書</h2> <p>殿 (遊技機製造業者宛)</p> <p style="margin-top: 20px;">製造業者又は点検確認実施会社の名称及び所在地</p> <p>所在地 :</p> <p>名称 :</p> <p style="margin-top: 20px;">この度、当社は本件遊技機の部品交換後の点検確認を以下のとおり実施しました。</p> <p>1. 営業所 (ホール) の名称及び所在地</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">(営業所)</td> <td style="width:15%;">名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:5%;">遊技機</th> <th style="width:25%;">製造業者名</th> <th style="width:25%;">製造業者記載欄</th> <th style="width:45%;">部品交換台数</th> </tr> <tr> <td></td> <td>型式名</td> <td></td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2" style="width:5%;">No</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">遊技機の製造番号等</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">交換部品名 (主基板の場合は、新主基板番号を記入すること)</th> </tr> <tr> <th style="width:15%;">遊技盤番号</th> <th style="width:15%;">遊技盤の枠番号</th> <th style="width:15%;">主基板番号</th> </tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>3. 部品交換後の点検確認項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="2">製造番号等の点検</td> </tr> <tr><td>1 遊技盤番号の確認及び番号票の点検</td><td>15 裏パックに異物の装着がないか</td></tr> <tr><td>2 遊技盤の枠番号の確認及び番号票の点検</td><td>16 遊技くま又は風車の形状に異常はないか</td></tr> <tr><td>3 主基板番号の確認及び番号票の点検</td><td>17 上下皿に形状異常又は異物の装着がないか (※)</td></tr> <tr> <td colspan="2">主基板等の点検</td> </tr> <tr><td>4 主基板ケースに形状異常又は開封されたごみ跡がないか</td><td>18 タッチセンサーの作動確認</td></tr> <tr><td>5 主基板に形状異常又は異物の装着がないか</td><td>19 発射個数の確認</td></tr> <tr><td>6 払出基板又は制御御基板ケースに形状異常又は開封されたごみ跡がないか</td><td>20 遊技球の飛び位置</td></tr> <tr><td>7 払出基板又は制御御基板に形状異常又は異物の装着はないか</td><td>遊技の基本動作の点検</td></tr> <tr><td>8 口ムの形状又は装着状況に異常はないか</td><td>21 入賞による獲得遊技球数の数又は表示加算の確認</td></tr> <tr> <td colspan="2">形状及び異物の点検</td> </tr> <tr><td>9 周辺基板に形状異常又は異物の装着がないか</td><td>22 最大入賞数の確認</td></tr> <tr><td>10 中継端子板に形状異常又は異物装着がないか</td><td>23 役物の作動の確認</td></tr> <tr><td>11 外部端子板に形状異常又は異物装着がないか (※)</td><td>24 図柄表示装置の作動確認</td></tr> <tr><td>12 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常又は異物の装着がないか</td><td>その他</td></tr> <tr><td>13 コネクターに形状異常又は異物の装着がないか</td><td>25 すべての接続箇所の点検</td></tr> <tr><td>14 配線に形状異常又は異物の装着がないか</td><td>26 スピーカーの作動確認</td></tr> <tr><td></td><td>27 各種ランプの点灯確認</td></tr> </table> <p>※スマートパチンコの場合は、項目11、17の点検確認は不要です。</p> <p>4. 点検確認日時及び点検確認者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">点検確認日時</td> <td style="width:45%; text-align: center;">年 月 日 時 分</td> <td style="width:40%;">※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入</td> </tr> <tr> <td>点検確認者</td> <td colspan="2">私は、部品交換に伴う点検確認を行った結果、型式と相違がないことを確認しました。 フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要</td> </tr> </table> <p>5. 営業所 (ホール) の確認</p> <p>私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記部品交換に伴う点検確認作業が適切に完了したことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="2">(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。</td> </tr> <tr> <td style="width:50%;">氏名 ()</td> <td style="width:50%;">役職 ()</td> </tr> </table> <p>※1. 「1. 営業所 (ホール) の名称及び所在地」、「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」及び「4. 点検確認日時及び点検確認者」欄は製造業者又は点検確認実施会社が記入し、「5. 営業所 (ホール) の確認」欄は、営業所の役職者 (責任者) が記入すること。</p> <p>※2. 「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」の「遊技機の製造番号等」又は「交換部品名」欄に書ききれない場合は、当該欄に別紙参照と記入し、保証書の写しを本確認書に添付すること。</p> <p>※3. 製造業者が点検確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。 点検確認実施会社が点検確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。 特例営業業者が点検確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。</p> <p>※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。</p> <p>※5. 本確認書の保管年数は3年とする。</p> </div>	(営業所)	名称			所在地		遊技機	製造業者名	製造業者記載欄	部品交換台数		型式名		台	No	遊技機の製造番号等			交換部品名 (主基板の場合は、新主基板番号を記入すること)	遊技盤番号	遊技盤の枠番号	主基板番号	1					2					3					4					5					製造番号等の点検		1 遊技盤番号の確認及び番号票の点検	15 裏パックに異物の装着がないか	2 遊技盤の枠番号の確認及び番号票の点検	16 遊技くま又は風車の形状に異常はないか	3 主基板番号の確認及び番号票の点検	17 上下皿に形状異常又は異物の装着がないか (※)	主基板等の点検		4 主基板ケースに形状異常又は開封されたごみ跡がないか	18 タッチセンサーの作動確認	5 主基板に形状異常又は異物の装着がないか	19 発射個数の確認	6 払出基板又は制御御基板ケースに形状異常又は開封されたごみ跡がないか	20 遊技球の飛び位置	7 払出基板又は制御御基板に形状異常又は異物の装着はないか	遊技の基本動作の点検	8 口ムの形状又は装着状況に異常はないか	21 入賞による獲得遊技球数の数又は表示加算の確認	形状及び異物の点検		9 周辺基板に形状異常又は異物の装着がないか	22 最大入賞数の確認	10 中継端子板に形状異常又は異物装着がないか	23 役物の作動の確認	11 外部端子板に形状異常又は異物装着がないか (※)	24 図柄表示装置の作動確認	12 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常又は異物の装着がないか	その他	13 コネクターに形状異常又は異物の装着がないか	25 すべての接続箇所の点検	14 配線に形状異常又は異物の装着がないか	26 スピーカーの作動確認		27 各種ランプの点灯確認	点検確認日時	年 月 日 時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入	点検確認者	私は、部品交換に伴う点検確認を行った結果、型式と相違がないことを確認しました。 フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要		(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。		氏名 ()	役職 ()	<p>(変更無し)</p>
(営業所)	名称																																																																																													
	所在地																																																																																													
遊技機	製造業者名	製造業者記載欄	部品交換台数																																																																																											
	型式名		台																																																																																											
No	遊技機の製造番号等			交換部品名 (主基板の場合は、新主基板番号を記入すること)																																																																																										
	遊技盤番号	遊技盤の枠番号	主基板番号																																																																																											
1																																																																																														
2																																																																																														
3																																																																																														
4																																																																																														
5																																																																																														
製造番号等の点検																																																																																														
1 遊技盤番号の確認及び番号票の点検	15 裏パックに異物の装着がないか																																																																																													
2 遊技盤の枠番号の確認及び番号票の点検	16 遊技くま又は風車の形状に異常はないか																																																																																													
3 主基板番号の確認及び番号票の点検	17 上下皿に形状異常又は異物の装着がないか (※)																																																																																													
主基板等の点検																																																																																														
4 主基板ケースに形状異常又は開封されたごみ跡がないか	18 タッチセンサーの作動確認																																																																																													
5 主基板に形状異常又は異物の装着がないか	19 発射個数の確認																																																																																													
6 払出基板又は制御御基板ケースに形状異常又は開封されたごみ跡がないか	20 遊技球の飛び位置																																																																																													
7 払出基板又は制御御基板に形状異常又は異物の装着はないか	遊技の基本動作の点検																																																																																													
8 口ムの形状又は装着状況に異常はないか	21 入賞による獲得遊技球数の数又は表示加算の確認																																																																																													
形状及び異物の点検																																																																																														
9 周辺基板に形状異常又は異物の装着がないか	22 最大入賞数の確認																																																																																													
10 中継端子板に形状異常又は異物装着がないか	23 役物の作動の確認																																																																																													
11 外部端子板に形状異常又は異物装着がないか (※)	24 図柄表示装置の作動確認																																																																																													
12 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常又は異物の装着がないか	その他																																																																																													
13 コネクターに形状異常又は異物の装着がないか	25 すべての接続箇所の点検																																																																																													
14 配線に形状異常又は異物の装着がないか	26 スピーカーの作動確認																																																																																													
	27 各種ランプの点灯確認																																																																																													
点検確認日時	年 月 日 時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入																																																																																												
点検確認者	私は、部品交換に伴う点検確認を行った結果、型式と相違がないことを確認しました。 フルネームで記名又はサイン 遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要																																																																																													
(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。																																																																																														
氏名 ()	役職 ()																																																																																													

別記様式6 (回胴式遊技機)

新	旧																																																																																			
<div style="text-align: center;"> <p>別記様式6 (回胴式遊技機用)</p> <h2 style="margin: 0;">部品交換確認書</h2> <p>殿 (遊技機製造業者宛)</p> <p style="margin-left: 150px;">製造業者又は点検確認実施会社の名称及び所在地</p> <p style="margin-left: 150px;">所在地 :</p> <p style="margin-left: 150px;">名称 :</p> <p>この度、当社は本件遊技機の部品交換後の点検確認を以下のとおり実施しました。</p> <p>1. 営業所 (ホール) の名称及び所在地</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">(営業所)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">名称</td> <td style="width:80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width:5%;">遊技機</th> <th style="width:15%;">製造業者名</th> <th style="width:40%;"></th> <th style="width:15%;">製造業者記載欄</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> <tr> <th>型式名</th> <th></th> <th>部品交換台数</th> <th style="text-align: right;">台</th> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:5%;">No</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">遊技機の製造番号等</th> <th style="text-align: center;">交換部品名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">本体製造番号等 (回胴部)</th> <th style="text-align: center;">本体製造番号等 (筐体部)</th> <th style="text-align: center;">主基板番号等</th> <th style="text-align: center;">(主基板の場合は、新主基板番号を記入すること)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3. 部品交換後の点検確認項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:25%;">遊技機の製造番号等の確認</th> <th style="width:75%;">メダル数制御基板の点検 (搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと)</th> </tr> <tr> <td>1 本体製造番号等の確認</td> <td>11 メダル数制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか</td> </tr> <tr> <td>2 主基板番号の確認</td> <td>12 メダル数制御基板に形状異常及び異物の装着がないか</td> </tr> <tr> <td>主基板の点検</td> <td>13 メダル数制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか</td> </tr> <tr> <td>3 主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか (本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか)</td> <td>主要部品の点検</td> </tr> <tr> <td>4 主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか</td> <td>14 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか</td> </tr> <tr> <td>5 主基板に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td>その他の点検及び確認</td> </tr> <tr> <td>6 主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか</td> <td>15 筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか</td> </tr> <tr> <td>主要部品の点検</td> <td>16 遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認</td> </tr> <tr> <td>7 遊技メダルセクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか</td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 点検確認日時及び点検確認者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">点検確認日時</th> <th style="width:45%;">年 月 日</th> <th style="width:15%;">時 分</th> <th style="width:25%;">※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>点検確認者</p> <p>私は、部品交換に伴う点検確認を行った結果、型式と相違がないことを確認しました。</p> <p>フルネームで記名又はサイン</p> <p>氏名 () 遊技機取扱主任者証番号 (第 号)</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">※当該遊技機製造業者は記入不要</p> <p>5. 営業所 (ホール) の確認</p> <p>私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記部品交換に伴う点検確認作業が適切に完了したことを確認しました。</p> <p>(確認者氏名・役職) ※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。</p> <p>氏名 () 役職 ()</p> </div>	(営業所)	名称			所在地		遊技機	製造業者名		製造業者記載欄		型式名		部品交換台数	台	No	遊技機の製造番号等			交換部品名	本体製造番号等 (回胴部)	本体製造番号等 (筐体部)	主基板番号等	(主基板の場合は、新主基板番号を記入すること)	1					2					3					4					5					遊技機の製造番号等の確認	メダル数制御基板の点検 (搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと)	1 本体製造番号等の確認	11 メダル数制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	2 主基板番号の確認	12 メダル数制御基板に形状異常及び異物の装着がないか	主基板の点検	13 メダル数制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	3 主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか (本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか)	主要部品の点検	4 主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	14 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか	5 主基板に形状異常及び異物の装着はないか	その他の点検及び確認	6 主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	15 筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか	主要部品の点検	16 遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認	7 遊技メダルセクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか		8 遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか		9 電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか		10 サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか		点検確認日時	年 月 日	時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入					<p>(変更無し)</p>
(営業所)	名称																																																																																			
	所在地																																																																																			
遊技機	製造業者名		製造業者記載欄																																																																																	
	型式名		部品交換台数	台																																																																																
No	遊技機の製造番号等			交換部品名																																																																																
	本体製造番号等 (回胴部)	本体製造番号等 (筐体部)	主基板番号等	(主基板の場合は、新主基板番号を記入すること)																																																																																
1																																																																																				
2																																																																																				
3																																																																																				
4																																																																																				
5																																																																																				
遊技機の製造番号等の確認	メダル数制御基板の点検 (搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと)																																																																																			
1 本体製造番号等の確認	11 メダル数制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか																																																																																			
2 主基板番号の確認	12 メダル数制御基板に形状異常及び異物の装着がないか																																																																																			
主基板の点検	13 メダル数制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか																																																																																			
3 主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか (本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか)	主要部品の点検																																																																																			
4 主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	14 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																			
5 主基板に形状異常及び異物の装着はないか	その他の点検及び確認																																																																																			
6 主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	15 筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																			
主要部品の点検	16 遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認																																																																																			
7 遊技メダルセクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																				
8 遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																				
9 電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																				
10 サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか																																																																																				
点検確認日時	年 月 日	時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入																																																																																	
<p>※1. 「1. 営業所 (ホール) 名称及び所在地」、「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」及び「4. 点検確認日時及び点検確認者」欄を、製造業者又は点検確認実施会社が記入し、「5. 営業所 (ホール) の確認」欄は、営業所が記入すること。</p> <p>※2. 「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」の「遊技機の製造番号等」又は「交換部品名」欄に書ききれない場合は、当該欄に別紙参照と記入し、保証書の写しを本確認書に添付すること。</p> <p>※3. 製造業者が点検確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。点検確認実施会社が点検確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。特別営業者が点検確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。</p> <p>※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。</p> <p>※5. 本確認書の保管年数は3年とする。</p>																																																																																				

新	旧																																																																																													
<div style="text-align: center;"> <p>別記様式8 (回胴式遊技機用)</p> <h2 style="margin: 0;">部 品 交 換 確 認 書</h2> <p style="margin: 0;">(指定営業所用)</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿 (遊技機製造業者宛)</p> <p style="text-align: center;">営業所(ホール)の名称、所在地及び営業所管理者又は責任者名</p> <p style="text-align: center;">所在地 : _____</p> <p style="text-align: center;">名称 : _____</p> <p style="text-align: center;">管理者又は責任者 : _____</p> <p style="margin-top: 10px;">この度、当社は本件遊技機の部品交換後の点検確認を以下のとおり実施しました。</p> <p>1. 営業所(ホール)の名称及び所在地</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">(営業所)</td> <td style="width:15%;">名称</td> <td style="width:80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2" style="width:5%;">遊技機</th> <th style="width:25%;">製造業者名</th> <th style="width:25%;">製造業者記載欄</th> <th style="width:45%;"></th> </tr> <tr> <td>型式名</td> <td>部品交換台数</td> <td style="text-align: right;">台</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:5%;">No</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">遊技機の製造番号等</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">交換部品名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">本体製造番号等(回胴部)</th> <th style="text-align: center;">本体製造番号等(筐体部)</th> <th style="text-align: center;">主基板番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3. 部品交換後の点検確認項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:25%;">遊技機の製造番号等の確認</th> <th style="width:5%;">スマ</th> <th style="width:70%;">メダル制御基板の点検(搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと)</th> </tr> <tr> <td>1 本体製造番号等の確認</td> <td>11</td> <td>メダル制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか</td> </tr> <tr> <td>2 主基板番号の確認</td> <td>12</td> <td>メダル制御基板に形状異常及び異物の装着がないか</td> </tr> <tr> <td colspan="3">主基板の点検</td> </tr> <tr> <td>3 主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか (本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか)</td> <td>13</td> <td>メダル制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか</td> </tr> <tr> <td>4 主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか</td> <td colspan="2">主要部品の点検</td> </tr> <tr> <td>5 主基板に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td>14</td> <td>遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか</td> </tr> <tr> <td>6 主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか</td> <td colspan="2">その他の点検及び確認</td> </tr> <tr> <td colspan="3">主要部品の点検</td> </tr> <tr> <td>7 遊技メダルセレクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td>15</td> <td>筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか</td> </tr> <tr> <td>8 遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td>16</td> <td>遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認</td> </tr> <tr> <td>9 電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 点検確認日時及び点検確認者(遊技機管理員)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:15%;">点検確認日時</th> <th style="width:45%;">年 月 日</th> <th style="width:15%;">時 分</th> <th style="width:25%;">※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>点検確認者</p> <p>上記営業所(ホール)に所属する遊技機管理員である私は、「変更承認申請」の手続を行った、上記部品交換に伴う点検確認を行った結果、型式と相違がないことを確認しました。</p> <p>フルネームで記名又はサイン</p> <p>氏名 (_____) 遊技機取扱主任者証番号 (第 _____ 号)</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※1. 「1. 営業所(ホール)の名称及び所在地」、「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」欄は、製造業者が記入し、「4. 点検確認日時及び点検確認者(遊技機管理員)」は、遊技機管理員が記入すること。 ※2. 「2. 遊技機の型式名、台数、製造番号等及び交換部品名」の「遊技機の製造番号等」又は「交換部品名」欄に書ききれない場合は、当該欄に別紙参照と記入し、保証書の写しを本確認書に添付すること。 ※3. 原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。 ※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。 ※5. 本確認書の保管年数は3年とする。</p>	(営業所)	名称			所在地		遊技機	製造業者名	製造業者記載欄		型式名	部品交換台数	台	No	遊技機の製造番号等			交換部品名	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等	1					2					3					4					5					遊技機の製造番号等の確認	スマ	メダル制御基板の点検(搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと)	1 本体製造番号等の確認	11	メダル制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	2 主基板番号の確認	12	メダル制御基板に形状異常及び異物の装着がないか	主基板の点検			3 主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか (本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか)	13	メダル制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	4 主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	主要部品の点検		5 主基板に形状異常及び異物の装着はないか	14	遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか	6 主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	その他の点検及び確認		主要部品の点検			7 遊技メダルセレクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか	15	筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか	8 遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか	16	遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認	9 電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			10 サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか			点検確認日時	年 月 日	時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入					<p>(変更無し)</p>
(営業所)	名称																																																																																													
	所在地																																																																																													
遊技機	製造業者名	製造業者記載欄																																																																																												
	型式名	部品交換台数	台																																																																																											
No	遊技機の製造番号等			交換部品名																																																																																										
	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等																																																																																											
1																																																																																														
2																																																																																														
3																																																																																														
4																																																																																														
5																																																																																														
遊技機の製造番号等の確認	スマ	メダル制御基板の点検(搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと)																																																																																												
1 本体製造番号等の確認	11	メダル制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか																																																																																												
2 主基板番号の確認	12	メダル制御基板に形状異常及び異物の装着がないか																																																																																												
主基板の点検																																																																																														
3 主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか (本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか)	13	メダル制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか																																																																																												
4 主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	主要部品の点検																																																																																													
5 主基板に形状異常及び異物の装着はないか	14	遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																												
6 主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	その他の点検及び確認																																																																																													
主要部品の点検																																																																																														
7 遊技メダルセレクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか	15	筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																												
8 遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか	16	遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認																																																																																												
9 電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																														
10 サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか																																																																																														
点検確認日時	年 月 日	時 分	※部品交換後の点検確認が終了した日時を、24時間表示で記入																																																																																											

新	旧																																																																															
<div style="text-align: center;"> <p>別記様式9 (ぱちんこ遊技機用)</p> <h2 style="color: red;">遊技機設置確認書(中古遊技機用)</h2> <p>殿 (遊技機製造業者宛)</p> <p style="text-align: right;">製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地</p> <p style="text-align: right;">所在地 :</p> <p style="text-align: right;">名称 :</p> <p>この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。</p> <p>1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">遊技機</td> <td>製造業者名</td> <td></td> <td>製造業者記載欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式名</td> <td></td> <td>区分/台数</td> <td>1. 本体 (台) 2. 盤面 (台)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(営業所)</td> <td>名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>2. 作業従事者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">作業従事者</td> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td></td> <td>誓約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>3. 遊技機設置後の点検確認項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">製造番号等の点検</td> </tr> <tr> <td>1 遊技盤番号の確認及び番号票の点検</td> <td>15 裏バックに異物の装着がないか</td> </tr> <tr> <td>2 遊技盤の枠番号の確認及び番号票の点検</td> <td>16 遊技くさ又は風車の形状に異常はないか</td> </tr> <tr> <td>3 主基板番号の確認及び番号票の点検</td> <td>17 上下面に形状異常又は異物の装着がないか (※)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主基板等の点検</td> </tr> <tr> <td>4 主基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか</td> <td>18 タッチセンサーの作動確認</td> </tr> <tr> <td>5 主基板に形状異常又は異物の装着がないか</td> <td>19 発射個数の確認</td> </tr> <tr> <td>6 払出基板又は制御基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか</td> <td>20 遊技球の飛び位置</td> </tr> <tr> <td>7 払出基板又は制御基板に形状異常又は異物の装着はないか</td> <td>21 入賞による獲得遊技球数の数又は表示加算の確認</td> </tr> <tr> <td>8 ロムの形状又は装着状況に異常はないか</td> <td>22 最大入賞数の確認</td> </tr> <tr> <td colspan="2">形状及び異物の点検</td> </tr> <tr> <td>9 周辺基板に形状異常又は異物の装着がないか</td> <td>23 役物の作動の確認</td> </tr> <tr> <td>10 中継端子板に形状異常又は異物装着がないか</td> <td>24 図柄表示装置の作動確認</td> </tr> <tr> <td>11 外部端子板に形状異常又は異物装着がないか (※)</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>12 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常又は異物の装着がないか</td> <td>25 すべての接続箇所の点検</td> </tr> <tr> <td>13 コネクターに形状異常又は異物の装着がないか</td> <td>26 スピーカーの作動確認</td> </tr> <tr> <td>14 配線に形状異常又は異物の装着がないか</td> <td>27 各種ランプの点灯確認</td> </tr> </table> <p>※スマートパチンコの場合は、項目11、17の点検確認は不要です。</p> <p>4. 設置確認日時及び設置確認者</p> <p>私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>設置確認日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> <td>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</td> </tr> <tr> <td>設置確認者</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要</td> </tr> </table> <p>5. 設置営業所 (ホール) の確認</p> <p>私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名 ()</td> <td>役職 ()</td> </tr> </table> <p>※1. 「1. 遊技機の型式名及び設置営業所 (ホール)」、 「4. 設置確認日時及び設置確認者」欄は製造業者又は設置確認実施会社が記入すること。 ※2. 「2. 作業従事者」欄は作業従事者が記入すること。 「5. 設置営業所 (ホール) の確認」欄は営業所の役職者 (責任者) が記入すること。 ※3. 「2. 作業従事者」の「作業従事者」欄に書ききれない場合は、別紙に記載する。 ※3. 製造業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者が保管し、複写1部を営業所に提出する。 設置確認実施会社が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写2部のうち1部を営業所に提出し、残る1部を自社保管とする。 特例営業者が設置確認を行う場合は、原本を製造業者に提出し、複写1部を営業所保管とする。 ※4. ※3は、紙による方法のほか、電磁的方法により行うことができる。 ※5. 本確認書の保管年数は3年とする。</p> </div>	遊技機	製造業者名		製造業者記載欄		型式名		区分/台数	1. 本体 (台) 2. 盤面 (台)	(営業所)	名称				所在地				作業従事者	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日	製造番号等の点検		1 遊技盤番号の確認及び番号票の点検	15 裏バックに異物の装着がないか	2 遊技盤の枠番号の確認及び番号票の点検	16 遊技くさ又は風車の形状に異常はないか	3 主基板番号の確認及び番号票の点検	17 上下面に形状異常又は異物の装着がないか (※)	主基板等の点検		4 主基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか	18 タッチセンサーの作動確認	5 主基板に形状異常又は異物の装着がないか	19 発射個数の確認	6 払出基板又は制御基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか	20 遊技球の飛び位置	7 払出基板又は制御基板に形状異常又は異物の装着はないか	21 入賞による獲得遊技球数の数又は表示加算の確認	8 ロムの形状又は装着状況に異常はないか	22 最大入賞数の確認	形状及び異物の点検		9 周辺基板に形状異常又は異物の装着がないか	23 役物の作動の確認	10 中継端子板に形状異常又は異物装着がないか	24 図柄表示装置の作動確認	11 外部端子板に形状異常又は異物装着がないか (※)	その他	12 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常又は異物の装着がないか	25 すべての接続箇所の点検	13 コネクターに形状異常又は異物の装着がないか	26 スピーカーの作動確認	14 配線に形状異常又は異物の装着がないか	27 各種ランプの点灯確認	設置確認日時	年 月 日 時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入	設置確認者	フルネームで記名又はサイン	遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要	氏名 ()	役職 ()	<p>【新設】</p>
遊技機		製造業者名		製造業者記載欄																																																																												
	型式名		区分/台数	1. 本体 (台) 2. 盤面 (台)																																																																												
(営業所)	名称																																																																															
	所在地																																																																															
作業従事者	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																										
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																										
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先		誓約日	年 月 日																																																																										
製造番号等の点検																																																																																
1 遊技盤番号の確認及び番号票の点検	15 裏バックに異物の装着がないか																																																																															
2 遊技盤の枠番号の確認及び番号票の点検	16 遊技くさ又は風車の形状に異常はないか																																																																															
3 主基板番号の確認及び番号票の点検	17 上下面に形状異常又は異物の装着がないか (※)																																																																															
主基板等の点検																																																																																
4 主基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか	18 タッチセンサーの作動確認																																																																															
5 主基板に形状異常又は異物の装着がないか	19 発射個数の確認																																																																															
6 払出基板又は制御基板ケースに形状異常又は開封されたこん跡がないか	20 遊技球の飛び位置																																																																															
7 払出基板又は制御基板に形状異常又は異物の装着はないか	21 入賞による獲得遊技球数の数又は表示加算の確認																																																																															
8 ロムの形状又は装着状況に異常はないか	22 最大入賞数の確認																																																																															
形状及び異物の点検																																																																																
9 周辺基板に形状異常又は異物の装着がないか	23 役物の作動の確認																																																																															
10 中継端子板に形状異常又は異物装着がないか	24 図柄表示装置の作動確認																																																																															
11 外部端子板に形状異常又は異物装着がないか (※)	その他																																																																															
12 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常又は異物の装着がないか	25 すべての接続箇所の点検																																																																															
13 コネクターに形状異常又は異物の装着がないか	26 スピーカーの作動確認																																																																															
14 配線に形状異常又は異物の装着がないか	27 各種ランプの点灯確認																																																																															
設置確認日時	年 月 日 時 分	※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入																																																																														
設置確認者	フルネームで記名又はサイン	遊技機取扱主任者証番号 (第 号) ※当該遊技機製造業者は記入不要																																																																														
氏名 ()	役職 ()																																																																															

<p style="text-align: center;">新</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">別記様式10（回胴式遊技機用）</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: red;">遊 技 機 設 置 確 認 書（中古遊技機用）</p> <p style="text-align: center;">殿（遊技機製造業者宛）</p> <p style="text-align: center;">製造業者又は設置確認実施会社の名称及び所在地 所在地： 名称：</p> <p>この度、当社は本件遊技機の設置確認を以下のとおり実施しました。</p> <p>1. 遊技機の型式名及び設置営業所（ホール）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">遊 技 機</td> <td>製造業者名</td> <td>製造業者記載欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式名</td> <td>台数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">（ 営 業 所 ）</td> <td>名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>2. 遊技機の荷姿確認</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>梱包状態</td> <td>A. 開封なし</td> <td>B. 開封済み</td> <td><small>※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印</small></td> </tr> </table> <p>3. 作業従事者への説明及び作業従事者の誓約</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>説明者</td> <td colspan="5">フルネームで記名又はサイン</td> <td>遊技機取扱主任者証番号（第 号）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">作 業 従 事 者</td> <td colspan="6">私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td>誓約日</td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>勤務先</td> <td>誓約日</td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> </table> <p>4. 遊技機設置後の点検確認項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">遊技機の製造番号等の確認</td> <td style="width:25%;">スマ マ ト パ チ ス ロ の み</td> <td style="width:50%;">メダル数制御基板の点検（搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと）</td> </tr> <tr> <td>1 本体製造番号等の確認</td> <td>11</td> <td>メダル数制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか</td> </tr> <tr> <td>2 主基板番号の確認</td> <td>12</td> <td>メダル数制御基板に形状異常及び異物の装着がないか</td> </tr> <tr> <td>主基板の点検</td> <td>13</td> <td>メダル数制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか</td> </tr> <tr> <td>3 主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか （本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか）</td> <td>14</td> <td>主要部品の点検 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか</td> </tr> <tr> <td>4 主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか</td> <td>15</td> <td>その他の点検及び確認 筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか</td> </tr> <tr> <td>5 主基板に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td>16</td> <td>遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認</td> </tr> <tr> <td>6 主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要部品の点検</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 遊技メダルセレクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>5. 設置確認日時及び設置確認者</p> <p>私は、遊技機が型式と相違なく設置されたことを確認しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>設置確認日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> <td><small>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</small></td> </tr> <tr> <td>フルネームで記名又はサイン</td> <td>氏名（ ）</td> <td>遊技機取扱主任者証番号（第 号） <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small></td> </tr> </table> <p>6. 設置営業所（ホール）の確認</p> <p>私は、「変更承認申請」の手続きを行った、上記遊技機の設置確認作業が適切に完了したことを確認しました。</p> <p>（確認者氏名・役職）※フルネームで記名又はサインと役職の記入をお願いします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名（ ）</td> <td>役職（ ）</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="1484 174 2804 1911" data-label="Form"> <p style="text-align: center;">旧</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: red;">【新設】</p> </div> <div data-bbox="1424 1995 1543 2026" data-label="Page-Footer"> <p>14 / 16</p> </div>	遊 技 機	製造業者名	製造業者記載欄		型式名	台数	台	（ 営 業 所 ）	名称			所在地			梱包状態	A. 開封なし	B. 開封済み	<small>※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印</small>	説明者	フルネームで記名又はサイン					遊技機取扱主任者証番号（第 号）	作 業 従 事 者	私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。						氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年	月 日	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年	月 日	遊技機の製造番号等の確認	スマ マ ト パ チ ス ロ の み	メダル数制御基板の点検（搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと）	1 本体製造番号等の確認	11	メダル数制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	2 主基板番号の確認	12	メダル数制御基板に形状異常及び異物の装着がないか	主基板の点検	13	メダル数制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか	3 主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか （本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか）	14	主要部品の点検 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか	4 主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	15	その他の点検及び確認 筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか	5 主基板に形状異常及び異物の装着はないか	16	遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認	6 主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか			主要部品の点検			7 遊技メダルセレクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			8 遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			9 電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか			10 サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか			設置確認日時	年 月 日 時 分	<small>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</small>	フルネームで記名又はサイン	氏名（ ）	遊技機取扱主任者証番号（第 号） <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>	氏名（ ）	役職（ ）
遊 技 機		製造業者名	製造業者記載欄																																																																																								
	型式名	台数	台																																																																																								
（ 営 業 所 ）	名称																																																																																										
	所在地																																																																																										
梱包状態	A. 開封なし	B. 開封済み	<small>※梱包が全てされた状態であればA、梱包がとかれた状態の遊技機がある場合はBに○印</small>																																																																																								
説明者	フルネームで記名又はサイン					遊技機取扱主任者証番号（第 号）																																																																																					
作 業 従 事 者	私は上記、説明者から本設置作業についての説明を受け、その重要性について確認しました。 なお、暴力団等反社会的勢力またはこれらの勢力と密接な交友関係がないこと、過去5年間遊技機の不正改造に関与したことがないこと、関係法令を遵守し、説明者から受けた説明どおり設置作業に従事することを誓約します。																																																																																										
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年	月 日																																																																																					
	氏名	フルネームで記名又はサイン	勤務先	誓約日	年	月 日																																																																																					
	遊技機の製造番号等の確認	スマ マ ト パ チ ス ロ の み	メダル数制御基板の点検（搭載されている場合、構成に応じて点検を行うこと）																																																																																								
1 本体製造番号等の確認	11	メダル数制御基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか																																																																																									
2 主基板番号の確認	12	メダル数制御基板に形状異常及び異物の装着がないか																																																																																									
主基板の点検	13	メダル数制御基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか																																																																																									
3 主基板ケースの本体封止に開封されたこん跡がないか （本体封止が無い場合は、本体から容易に持ち出せない措置にこん跡がないか）	14	主要部品の点検 遊技球等貸出装置接続端子板に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																									
4 主基板ケースに形状異常及び開封されたこん跡がないか	15	その他の点検及び確認 筐体の正面及び側面に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																									
5 主基板に形状異常及び異物の装着はないか	16	遊技が正常に行えることの動作確認並びに入賞及び投入による遊技メダル数が正常に加算減算表示されることの確認																																																																																									
6 主基板に装着されたロムの形状及び装着状況に異常はないか																																																																																											
主要部品の点検																																																																																											
7 遊技メダルセレクター及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																											
8 遊技メダル払出装置及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																											
9 電源ユニット及びその関連する部品に形状異常及び異物の装着はないか																																																																																											
10 サブ制御基板に形状異常、異物の装着及び開封されたこん跡がないか																																																																																											
設置確認日時	年 月 日 時 分	<small>※設置確認が終了した日時を、24時間表示で記入</small>																																																																																									
フルネームで記名又はサイン	氏名（ ）	遊技機取扱主任者証番号（第 号） <small>※当該遊技機製造業者は記入不要</small>																																																																																									
氏名（ ）	役職（ ）																																																																																										

